

II 計画推進の取組と実績

《記載内容の説明》

- ・[制度・事業名称][内容][方針]等は、緑の基本計画(令和4年(2022年)3月)に示している方針を基本とし、施策の進展等に応じて更新しています。
- ・[これまでの実績]は、令和3年度末現在の各事業の進捗状況等の概要です。
- ・[R3実績]は、令和3年度の実績の概要です。
- ・[7年度]として示した数値は、平成8年の緑の基本計画策定時点での基礎数値(平成7年度の実数)です。
- ・[12年度]として示した数値は、平成13年の緑の基本計画一部改訂時点での基礎数値(平成12年度の実数)です。
- ・[~12年度]として示した数値は、平成7年度から平成12年度までの累計数値です。
- ・[17年度]として示した数値は、平成18年の緑の基本計画改訂時点での基礎数値(平成17年度実数)です。
- ・[~17年度]として示した数値は、平成7年度から平成17年度までの累計数値です。
- ・[~22年度]として示した数値は、平成18年度から平成22年度までの累計数値です。
- ・[~27年度]として示した数値は、平成23年度から平成27年度までの累計数値です。
- ・[~2年度]として示した数値は、平成28年度から令和2年度までの累計数値です。
- ・表中の「-」は該当する実績が無いことを示しています。
- ・緑の基本計画の施策推進のための制度・事業に含まれていても、掲載すべき取組と実績のない制度・事業については掲載していません。
- ・財団法人鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人鎌倉風致保存会となりました。(本書では「鎌倉風致保存会」として記載しています。)
- ・財団法人鎌倉市公園協会は、平成24年4月1日付で公益財団法人鎌倉市公園協会となりました。(本書では「鎌倉市公園協会」として記載しています。)

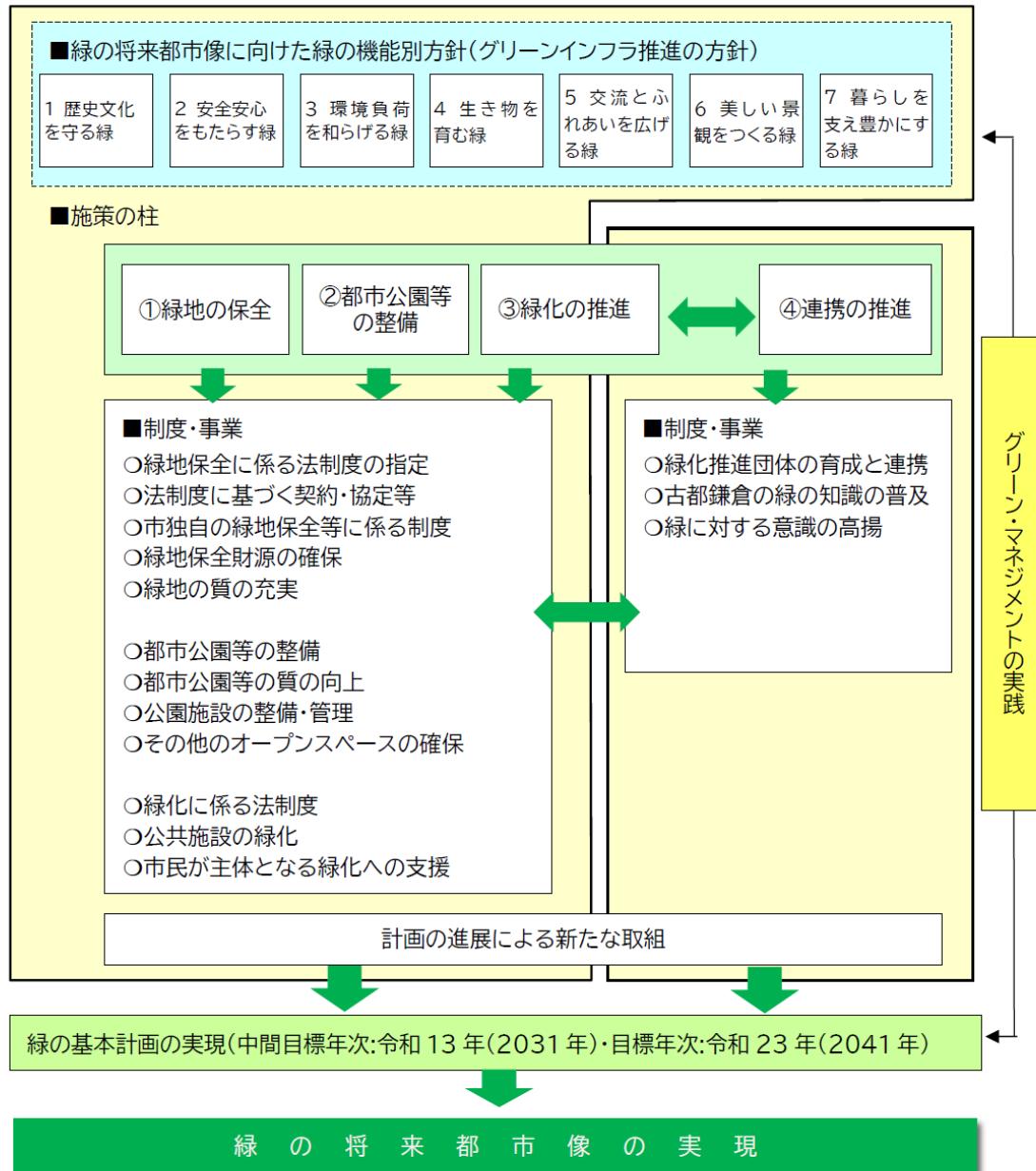
MEMO

II 計画推進の取組と実績

1. 施策推進のための制度・事業

○4つの施策を実行していく上でのツールが、次に記す「制度・事業」です。

○施策方針図では、どのような施策を適用するかを示しています。緑地指定等の方針図では、施策実現のためにどのような制度・事業を適用していくのかを示しています。施策方針図は本計画の計画期間である20年よりも長期的な視点で取り組む施策の方針、緑地指定等の方針図は計画期間内の方針を示しています。



■施策推進のための制度・事業（鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）106～107頁参照）

項目	制度・事業	掲載頁
緑地保全に係る法制度の指定	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	24
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	25
	特別緑地保全地区	27
	風致地区	28
	保安林	29
	市町村森林整備計画	30
	史跡・名勝・天然記念物	30
	農用地区域	30
	生産緑地地区・特定生産緑地	31
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園	32
	市民緑地契約	32
	緑地協定	—
	管理協定	—
	保全配慮地区※	33
市独自の緑地保全等に係る制度	保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、 民有緑地維持管理助成事業	34
	緑地保全推進地区	36
	緑地寄附受け入れ基準	36
	市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全	—
緑地保全財源の確保	緑地保全基金	37
	市民公募債(グリーンボンドの活用)	39
緑地の質の向上	確保緑地の適正整備事業	39
	自然環境調査	—
	森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	40
	緑地保全・管理の広域的対応	41
都市公園等の整備	街区公園	42
	近隣公園・地区公園	42
	総合公園	43
	風致公園・歴史公園	43
	都市林	44
	都市緑地	44
	景観重要建造物等と一体となった都市公園	45
	借地公園	46
	開発行為に伴う公園・緑地の設置	46
	身近な都市公園の再編整備	—
青少年広場等	46	

項目	制度・事業	掲載頁
都市公園等の質の向上	公園施設長寿命化計画	47
民間活力による公園施設の設置・管理	公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会	47
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	48
	市民緑地設置管理計画認定制度	—
	総合設計制度による公開空地等の整備	—
	ウォータブル推進都市	—
	遊歩道等の整備	48
緑化に係る法制度	緑化地域	—
	風致地区・開発事業区域内等の緑化	49
	景観地区	—
	緑化重点地区※	49
公共施設の緑化	道路の緑化	50
	河川環境の整備	50
	公共施設の緑化	51
	鎌倉山桜並木保存計画	51
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	52
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	52
	地域提案型の公共施設の緑化	52
	オープン・ガーデンの支援	53
緑化推進団体の育成と連携	ボランティアやトラスト運動との連携	54
	緑のレンジャーなど手の育成	57
	公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等	58
	緑地保全・緑化推進法人	—
緑の知識の普及	緑の情報提供・緑化窓口の充実	58
	緑の学校等講習会の開催	59
	学校での環境教育との連携	61
緑に対する意識の高揚	緑のポスター・コンクール等	61
	緑化パンフレット等の配布	62
	緑化まつり等の開催	62
	緑の顕彰制度	62

※ 保全配慮地区及び緑化重点地区は、緑の基本計画に地区を設定し、地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度、市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案による緑化やオープンスペースの創出など、様々な制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
それぞれの地区内での活用を想定する制度・事業については、鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）第5章「特定地区の保全・整備・緑化の方針」に記載しています。

2. 制度・事業別の取組と実績

(1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

令和3年度実績

- 令和3年度未現在、10団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。（「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針（H29 県策定）」に基づく）
- 県が1,114.29m²の土地を買入れました。（R3年度末、県の買い入れ合計面積は、206.1ha(36%)）。

内容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">歴史的風土特別保存地区の指定拡大を国・県に要請します。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">歴史的風土保存区域は平成12年3月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。平成19年3月2日、古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」に鎌倉市が選ばされました。平成24年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。<ul style="list-style-type: none">平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。平成25年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区的指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。平成26~27年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。平成28年12月2日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。平成28年度、古都保存法施行50周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行50周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を実施しました。

※歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区・同候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）132頁～134頁を参照してください。

■歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備考
昭和41年12月14日	約695ha(当初指定面積)		
昭和42年3月2日		約226.5ha(当初指定面積)	
昭和48年2月1日	約943ha(拡大)		
昭和50年4月1日		約265.5ha(拡大)	
昭和61年12月15日	約956ha(拡大)		
昭和63年6月17日		約570.6ha(拡大)	
平成12年3月17日	約989ha(拡大)		逗子市分約6.8haを含む
平成15年9月26日		約573.6ha(拡大)	

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

令和3年度実績

- 令和3年12月、計画期間を令和4年度から8年度までとして社会資本総合整備計画（特別緑地保全地区等の指定の推進）を策定しました。
- 近郊緑地特別保全地区内の建築物の建築等の申請に対応しました。

内容	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、本市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に県と連携し取り組みます。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年4月28日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15.62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 平成18年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成15年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成16年8月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 平成18年12月28日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分51ha) 平成19年2月14日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。この指定により、近郊緑地保全区域は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 平成19年3月6日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和50年1月17日指定・17.9ha)の指定は解除されました。 平成20年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区的モニタリング調査を実施しました。 平成24年4月、第2次一括法の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 平成30年度、国により、首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会が行われ、各市町の課題や解決方法についての情報共有を行うことで、職員の知見の向上を図りました。

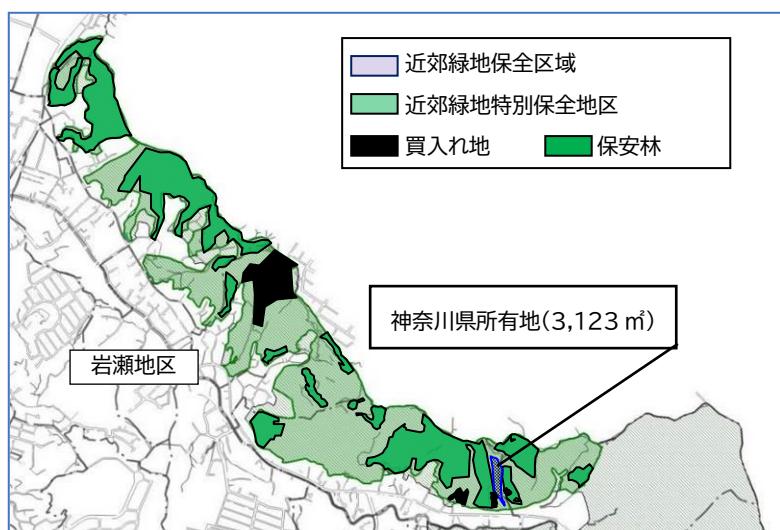
※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)135頁～136頁を参照してください。

※第2次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法第105号)

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 指定の経過

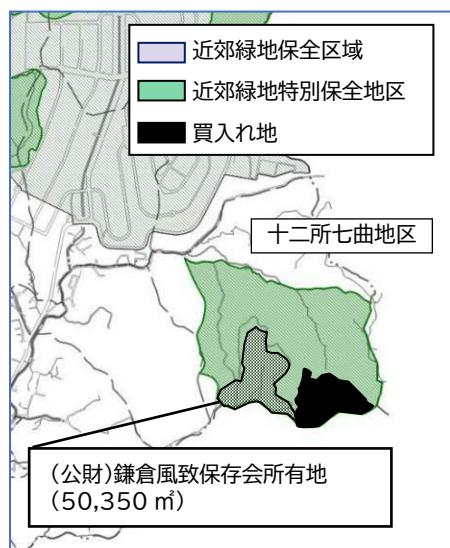
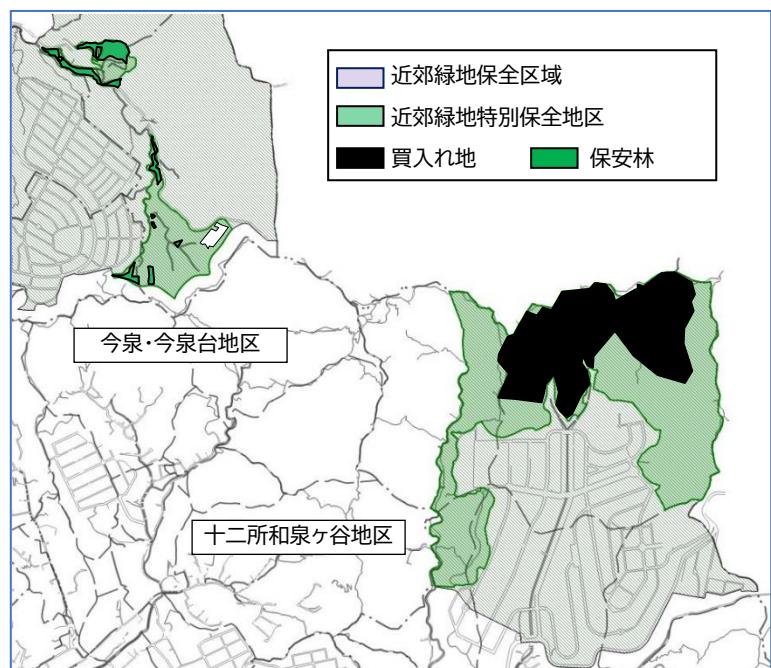
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域			近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面 積	鎌倉市	地区名	面 積
昭和44年3月28日	約962ha(当初指定)	約243ha		
昭和44年5月13日			円海山	約100ha(横浜市域のみ)
昭和52年9月21日	約998ha(拡大)	約243ha		
平成18年12月28日	約1,096ha(拡大)	約294ha		
平成21年3月25日			円海山	約116ha(拡大・横浜市域のみ)
平成22年3月23日			大丸山	約44ha(横浜市域のみ)
平成23年10月18日			鎌倉	約131ha
平成24年3月5日			公田	約5.4ha(横浜市域のみ)
平成26年3月5日			大丸山	約72.6ha(拡大・横浜市域のみ)
令和2年3月25日			円海山	約124ha(拡大・横浜市域のみ)

■近郊緑地特別保全地区指定及び買入れ状況図、実績



買入れ年度	場所	面積(m ²)
平成 25 年度	十二所	30,579.37
平成 26 年度	十二所 今泉	39,411.98
平成 27 年度	十二所	33,398.21
平成 28 年度	十二所	38,845.84
平成 29 年度	十二所	29,250.60
平成 30 年度	十二所 今泉	33,333.56
令和元年度	十二所 今泉	29,197.92
令和 2 年度	十二所 今泉	18,884.91
令和 3 年度	-	-
合計		252,902.39 (19.3%)

※各買入れ地の形状は概ねの形状です。%は指定面積当たりの買入れ済面積の比率です。



○都道府県等(市含む)は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第 14 条第 1 項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買入れるべき旨の申出があつた場合には、第 3 項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとしています。(都市緑地法第 17 条)

○上記買入れ地はこの法律に基づき、市で買入れたものです。

特別緑地保全地区

令和3年度実績

- ・常盤山特別緑地保全地区で、確保緑地の適正整備事業を行いました。(39 頁「確保緑地の適正整備」の実績を参照してください。)
- ・梶原五丁目特別緑地保全地区で、市民の身近な森づくり事業を行いました。
- ・特別緑地保全地区内行為許可申請に対し、3 件の許可処分を行いました。

内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るために特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区の候補地における、地区指定に向けた取組を進めます。 ・特別緑地保全地区に指定している市有緑地に対して、指定趣旨に沿った維持管理を推進します。
これまでの実績	・近年の主な取組と実績は次のとおりです。 【天神山地区、手広・笛田地区】 ・特別緑地保全地区の指定にあたっては、地区内に保安林が含まれていたため、保安林の指定権者（土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣、風致保安林：県知事）との協議を行い、異議の無い旨の回答を得ています。 【(仮称)植木特別緑地保全地区】 ・平成 23 年 12 月、市民緑地契約を締結しました。 ・平成 29 年 10 月 25 日、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに契約を締結しました。(契約期間:令和 19 年 10 月 24 日まで。面積 : 4,994.37 m ²) 【その他】 ・特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。

※特別緑地保全地区と特別緑地保全地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)137 頁～145 頁を参照してください。

※平成 16 年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

■特別緑地保全地区 指定の経過

地 区 名	指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入れに係る協定の締結日
1 城廻地区	約 3.7ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
2 昌清院地区	約 0.8ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
3 岡本地区	約 3.2ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
4 玉縄城址地区	約 2.4ha	平成 15 年 6 月 17 日	鎌倉市	平成 15 年 8 月 27 日
5 常盤山地区	約 19 ha	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日	神奈川県	平成 17 年 10 月 24 日
6 寺分一丁目地区	約 2.3ha	平成 19 年 12 月 19 日	鎌倉市	平成 20 年 2 月 25 日
7 天神山地区	約 5.0ha	平成 20 年 9 月 16 日	鎌倉市	平成 21 年 1 月 28 日
8 手広・笛田地区	約 6.0ha	平成 21 年 9 月 14 日	鎌倉市	平成 22 年 1 月 6 日
9 梶原五丁目地区	約 4.6ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
10 等覚寺地区	約 1.8ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
11 上町屋地区	約 0.6ha	平成 30 年 6 月 15 日	鎌倉市	—
合 計	約 49.4ha			

※土地の買入れに係る協定(平成 24 年 4 月 1 日付で失効)は、本市が県に、従前の都市緑地法第 17 条第 2 項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

風致地区

令和3年度実績

- ・風致地区内での建築物の建築等の申請に対し 435 件の許可処分を行いました。

内容	・本市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	・鎌倉市風致地区条例及び施行規則、鎌倉市風致保全方針に沿って、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市景観計画の関連施策と整合を図りつつ、風致の維持・創出を図ります。 ・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一帯)の指定拡大を図ります。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・第2次一括法※の施行に基づき、平成25年12月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成26年4月に施行しました。 ・平成28年度、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。

※風致地区と風致地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)146頁～147頁を参照してください。

※第2次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)

■風致地区 指定の経過

鎌倉風致地区 指定年月日	面 積	備 考
昭和13年1月25日	約2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第25号
昭和24年5月16日	約2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和52年3月30日	約2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和63年6月17日	約2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成14年4月2日	約2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整齊

保安林

令和3年度実績

- 令和3年度末現在、171haの保安林が指定されています。
- 2箇所（山ノ内、山崎）で治山事業が実施されました。

内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
これまでの実績	・本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。

■森林法第25条第1項に列挙された目的と保安林の種類

	目的	種類	市内指定面積 ()内は、内兼種面積	指定・解除の権限者
第1号	水源のかん養	1 水源 かん養保安林	—	農林水産大臣、都道府県知事（法定受託事務）
第2号	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林	88ha(88ha ^{※1})	
第3号	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林	17ha(16ha ^{※2})	
第4号	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林	—	都道府県知事（自治事務）
第5号	風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害	5 防風保安林 6 水害防備保安林 7 潮害防備保安林 8 干害防備保安林 9 防雪保安林 10 防霧保安林	0ha ^{※3}	
第6号	なだれ 落石	11 なだれ防止保安林 12 落石防止保安林	—	
第7号	火災の防備	13 防火保安林	—	
第8号	魚つき	14 魚つき保安林	—	
第9号	航行の目標の保存	15 航行目標保安林	—	
第10号	公衆の保健	16 保健保安林	115ha(92ha ^{※4})	
第11号	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林	60ha(13ha ^{※5})	

※1 保健保安林を兼ねるもの 87ha、風致保安林を兼ねるもの 1ha

※2 保健保安林を兼ねるもの 4ha、風致保安林を兼ねるもの 10ha、保健保安林と風致保安林を兼ねるもの 1ha

※3 1ha未満の指定がされています。

※4 土砂流出防備保安林を兼ねるもの 87ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 4ha、風致保安林を兼ねるもの 0ha、土砂崩壊防備保安林と風致保安林を兼ねるもの 1ha

※5 土砂流出防備保安林を兼ねるもの 1ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 10ha、保健保安林を兼ねるもの 0ha、土砂崩壊防備保安林と保健保安林を兼ねるもの 1ha

*端数処理により合計面積が一致しません。

*同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。

市町村森林整備計画

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を策定するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画に示す森林整備の基本方針に沿って、適正な運用を図ります。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月、神奈川地域森林計画の樹立(平成 29 年 12 月)をもとに、鎌倉市森林整備計画(期間 : H30.4.1～H40.3.31)を樹立しました。 ・令和元年度から森林環境譲与税（34, 38 頁参照）の譲与が開始されています。

史跡・名勝・天然記念物指定等

令和 3 年度実績

- ・宗教法人淨智寺が作成し、文化庁、神奈川県教育委員会文化遺産課、鎌倉市教育委員会が指導・助言を行った「史跡淨智寺境内保存活用計画」が刊行となりました。
- ・史跡永福寺の一部（106.11 m²）を買収しました。

	～H12 年度	～H17 年度	～H27 年度	R2 年度	R3 年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0	0.01
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.71	23.72

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・記念物のうち重要なものを史跡・名勝又は天然記念物に指定すること等により、国民共有の財産である本市の歴史文化遺産を保護し、次代に継承するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工しました。 ・平成 28 年 4 月、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 ・平成 29 年度、永福寺跡の整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。

農用地区域

令和 3 年度実績

- ・令和 3 年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。（指定は昭和 48 年です。）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域を指定して、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の指定継続により、農地の保全を図ります。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月、農業経営の安定化、都市農業の更なる発展等を目指すため、都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。 ・平成 31 年 3 月、鎌倉農業振興地域整備計画の見直しを行いました。

生産緑地地区・特定生産緑地

令和 3 年度実績

- ・12月6日、生産緑地地区を1力所追加、1力所廃止、1力所区域変更、1力所面積変更、1力所区域及び面積変更する告示をしました。
- ・特定生産緑地地区指定に向け、所有者等の同意が得られた生産緑地地区から、順次、鎌倉市都市計画審議会に諮問しました（5月11日、10月28日、1月21日、3月2日）。
- ・令和3年度末現在、令和4年11月に指定から30年を迎える生産緑地地区111箇所のうち、69箇所の全部と9箇所の一部を特定生産緑地として指定公示しました。
- ・平成4年に生産緑地地区に指定した土地の所有者だけではなく、平成5、6年に指定した所有者にも特定生産緑地地区指定のための書類を送付することで、所有者との調整を行っています。
- ・令和3年度末の生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定状況は次の表のとおりです。

生産緑地地区	H12 年度	H17 年度	H23 年度	H28 年度	R2 年度	R3 年度
指定箇所数の推移(箇所)	151	146	139	135	135	135
指定面積の推移(ha)	18.4	18.1	17.4	17.0	17.1	17.0

特定生産緑地地区	R3 年度
指定箇所数の推移(箇所)	78
指定公示面積の推移(ha)	12.2

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るもので ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るもので ・鎌倉市生産緑地地区指定基準等を満たす農地を生産緑地地区に指定します。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の指定の追加・継続、及び特定生産緑地への移行により、都市農地の保全を図ります。 <p>※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年、生産緑地法の改正※があり、特定生産緑地地区制度が創設されました。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区制度は、市街化区域内の一定規模以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市の農地の計画的な保全を図るもので。土地の課税についての軽減措置等が講じられており、告示から30年を限度としています。 ・令和4年に、告示から30年を迎える生産緑地地区が多数現れることから、市町村長が農地等の関係人の同意を得て、生産緑地地区を課税の軽減措置等を10年延期する「特定生産緑地」として指定できる法改正がされました。 ・平成30年度に「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を条例で300平方メートル以上に引下げました。 ・平成30年度、新たに「鎌倉市生産緑地地区指定基準」及び「鎌倉市生産緑地地区指定基準細目」を定めました。 ・令和元年度、円滑な事務処理を可能とするため、生産緑地地区の買取基本方針を改正、生産緑地地区の買取申出フロー等を定めました。 ・令和2年度、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を策定しました。 ・令和3年2月から、特定生産緑地の指定公示を行いました。

(2)法制度に基づく契約・協定等

市民農園

令和3年度実績

- ・特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599 m²・86区画)で、第13期利用者(令和2年度から2ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。
- ・県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、1,126 m²、6区画を貸し出しています。
- ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の3箇所（里山市民農園：今泉台、第一手広市民農園：手広、第二手広市民農園：手広）で開設・運営されています。

内 容	・土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方 針	・市民農園の開設者は、適正な運用と維持管理を行います。

市民緑地契約

令和3年度実績

- ・令和3年度末現在の契約状況は次の表のとおりです。

市民緑地名	面 積(m ²)	設置期間	契約年数
植木1号市民緑地	4,994.37	平成29年10月25日～令和19年10月24日	20年

※市民緑地愛護会については、57頁を参照してください。

内 容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地などの保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方 針	・関係する施策の進捗状況を踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や、保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
これまでの実績	・平成21年3月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」※を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成28年12月12日まで。面積:395 m ²) ・平成29年10月、植木1号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。

保全配慮地区

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。 ・特別緑地保全地区以外の地区の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力の下に、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 <p>※保全配慮地区は、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワーク形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 <p>※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)（第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針）に記載しています。</p>
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成22年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227 m²)を保全のために買い入れました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成22年度に買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成23年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成26年10月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積1,984.65 m²)の寄附を受けました。

※保全配慮地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)164頁～165頁を参照してください。

(3) 市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業

令和3年度実績

- ・森林環境譲与税※を活用した「民有緑地維持管理助成事業」を開始しました。
- ・保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、民有緑地維持管理助成事業は、次の表のとおりです。
- ・樹林管理事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1地区(大町・材木座地区)のみ実施しました。
枝払い等本数については、次の表のとおりです。

保存樹木・樹林制度	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度
指定樹木本数(本)	374	370	365	334	325	325
指定樹林面積(ha)	350.41	322.77	286.15	254.34	237.44	235.23
指定生け垣面積(m ²)	14,099	12,893	11,325	10,100	9,152	9,183

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。

※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度
緑地保全契約件数(件)	126	135	135	127	108	106
緑地保全契約面積(ha)	67.98	73.68	70.86	56.23	48.58	48.33

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度
枝払い等実施本数(本)	682	465	180	204	128	172
枝払い等実施延長(m)	372	948	290	55	-	-
枝打ち・間伐の面積(m ²)	-	800	-	-	-	-
実施地区	大町・材木座地区	浄明寺・十二所地区	浄明寺・十二所地区	八幡宮地区	浄明寺・十二所地区	大町・材木座地区

※対象樹林地を6分割し、平成28年度までは各年1地区ずつ順番に、6年サイクルで事業を実施していましたが、平成29年度以降は各年2地区ずつ3年サイクルで事業を実施しています。令和2、3年度、樹林管理事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1地区のみの実施となりました。

民有緑地維持管理助成事業	R3年度
※令和3年度に創設	
助成件数(件)	79
うち地域制緑地の件数	
歴史的風土特別保存地区	19
歴史的風土保存区域	21
近郊緑地特別保全地区	2
特別緑地保全地区	3
風致地区のみ	16
うち森林整備方針への適合	
環境保全型	4
防災型	75
実施面積(約ha)	50.06
作業内容内訳(合計数量)	
樹木伐採(本)	506本
樹木剪定(本)	418本
竹伐採(本)	302本
竹伐採(m ²)	2,180m ²
撤去処分(本)	18本
撤去処分(m ³)	91m ³

実施面積は対象筆の合計面積

民有緑地維持管理助成事業について

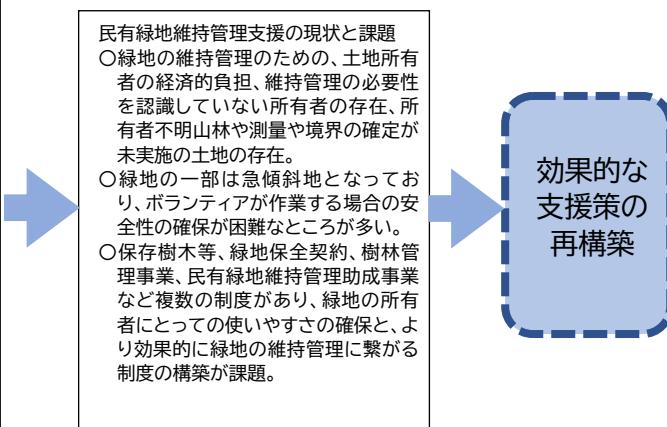
- 助成の対象となる緑地 森林法第2条に基づく森林
- 助成の対象となる維持管理作業
樹木や竹の伐採・剪定
緑地内部の倒木・枯木の撤去処分
- 助成金額 経費の2分の1(上限100万円)

森林環境譲与税について

森林環境税※を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。使途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。

※森林環境税

森林環境税は、平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21(第21回気候変動枠組条約締約国会議)で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木等は、風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 緑地保全契約は、市街地内に残るまとまりのある緑地を保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境を維持することを目的とするものです。 樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区の民有の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で除伐・枝払い等の樹林管理を行うものです。 民有緑地維持管理助成事業は、土地所有者が自ら行う緑地の維持管理活動に対して助成を行うものです。 		
方 針	<p>検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年の台風被害により樹林地の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。 ○緑は、SDGs の目指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有し、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となる。 ○令和元年から森林環境譲与税の譲与が開始された。本市では民有地を対象とする樹林の維持管理への充当を優先するとし、民有緑地維持管理助成事業を創設した。 ○「鎌倉市緑の基本計画」では、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとし施策を位置付けている。  <p>民有緑地維持管理支援の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地の維持管理のための、土地所有者の経済的負担、維持管理の必要性を認識していない所有者の存在、所有者不明山林や測量や境界の確定が未実施の土地の存在。 ○緑地の一部は急傾斜地となっており、ボランティアが作業する場合の安全性の確保が困難なところが多い。 ○保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業など複数の制度があり、緑地の所有者にとっての使いやすさの確保と、より効果的に緑地の維持管理に繋がる制度の構築が課題。 <p>効果的な支援策の再構築</p>		
これまでの実績	<p>【樹林管理事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは各年 1 地区ずつ順番に、6 年サイクルで事業を実施していました。平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施しています。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、令和 3 年度は 612,000 円の助成を得ています。 平成 23 年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を減額しています。 平成 23 年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するかを検討しました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">【検討結果】</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定の目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。 </td> </tr> </table>	【検討結果】	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定の目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。
【検討結果】			
<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定の目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。 			

緑地保全推進地区

内 容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方 針	・直地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた運用を進めます。 ・法制度適用後の緑地保全推進地区取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、指定の変更または解除を行います。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22箇所を指定候補地としました。 鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成 12 年に 6 地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計 34.85ha、平成 17 年に 1 地区(青蓮寺地区)1.50ha を指定し、緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。 <p>【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 2 月 26 日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとしました。

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成 12 年 4 月 28 日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成 12 年 4 月 28 日	
岡本	5.19ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成 12 年 4 月 28 日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5 ha	平成 17 年 3 月 30 日	
合計	36.35ha		

緑地寄附受け入れ基準

内 容	・緑地所有者からの寄付の申し出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方 針	・社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続きフロー等に基づき対応します。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄付受入取扱要件」を定めました。 平成 25 年度、市への土地寄附の申入れに対する手続フローを定めました。

令和 3 年度実績

- ・緑地寄附受け入れ状況については次の表のとおりです。

■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(令和 2 年度以降)

年度	緑地名称	所在地	面積(ha)	備考
R2	-			
R3	(仮称) 長谷 3 号緑地	長谷五丁目 332 番	0.042942	法人から受領

※開発事業に伴う緑地が市へ移管されたものも含みます。(平成 8 年度～令和 3 年度実績：30 箇所、5.54ha)

■県における緑地寄附の受け入れ状況(令和 2 年度

以降)

年度	所在地	面積(ha)	備考
R2・R3	(実績なし)	-	

(4) 緑地保全財源の確保

緑地保全基金

令和3年度実績

- 令和4年1月6日、鎌倉市緑地保全基金への寄附金を広く受け入れるため、ソフトバンク株式会社が提供する募金サービス「つながる募金」を導入しました。「つながる募金」は、スマートフォンやパソコン等、インターネットを閲覧できる端末から寄附が行えるサービスです。
- 基金の積立、運用状況は次の表のとおりです。

基金運用状況 (千円)	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度	累計額(S61から)
積立額 <含、利息>	33,886	52,410	5,427	1,397	1,226	614	13,303,955
寄附額 <含、募金>	10	6,338	568	2,683	6,107	22,618	210,730
処分額	194,926	377,985	357,610	206,566	130,739	1,183	13,400,471
残額	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	92,166	114,215	-

基金による土地の買入れ・ 取得の面積(約ha)	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度
緑地の買入れ	14.00	9.11	2.80	10.84	1.88	-
緑地の買入れ(累計)	14.00	23.11	25.91	36.75	98.56	98.56
公園用地取得	0.00	19.77	25.17	21.52	2.40	-
公園用地取得(累計)	0.00	19.77	44.94	66.46	74.17	74.17
全体の累計	14.00	42.88	70.85	103.21	125.85	125.85

内 容	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全にかかる事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 市指定の特別緑地保全地区や、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく制度や事業の対象となる緑地に対して、基金を活用した土地の買入れなどを行うことにより、緑地の永続的な保全を目指すものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
これまでの 実績	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 【募金にかかる取り組み】 平成27年7月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。

・令和3年度 寄附へ協力いただいた状況は次のとおりです。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
4	14,100	個人(2名)
	150,000	個人(3名)(ふるさと寄付金)
	1,921	96 緑の学校
5	182,000	個人(6名)(ふるさと寄付金)
	3,120	鎌倉常盤山の会
6	156,000	個人(8名)(ふるさと寄付金)
	57,907	株式会社ダイエー
7	360,000	個人(11名)(ふるさと寄付金)
	177	若宮会
8	92,000	個人(5名)(ふるさと寄付金)
	30,000	三菱電機マイコン機器ソフト ウエア株式会社
9	10,000,000	個人(1名)
	334,000	個人(13名)(ふるさと寄付金)
10	664,000	個人(17名)(ふるさと寄付金)
11	1,388,000	個人(22名)(ふるさと寄付金)

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
12	1,449,000	個人(36名)(ふるさと寄付金)
	20,000	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー
	5,000	三菱電機労働組合鎌倉支部
	4,100	鎌倉常盤山の会
1	4,323,000	個人(99名)(ふるさと寄付金)
2	2,789,007	特定非営利活動法人北鎌倉の景観を後 世に伝える基金
	170,000	個人(8名)(ふるさと寄付金)
3	300,000	あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社
	93,000	個人(6名)(ふるさと寄付金)
	3,000	個人(1名)(つながる募金)
ふるさと寄付金等 合計	22,589,332	
募金箱	28,398	市役所ロビー他に募金箱を設置
合計	22,617,730	

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

森林環境譲与税、森林環境税

○森林環境譲与税の使途(円)

年度	譲与額	事業総額	内譲与税充当額	使途	事業額	内譲与税 充当額
					事業額	内譲与税 充当額
R元	6,732,000	10,947,000	6,732,000	確保緑地の適正整備事業	897,000	897,000
				倒木処理等事業	10,050,000	5,835,000
R2	14,306,000	14,306,000	14,306,000	森林環境譲与税基金積立※2	13,778,000	13,778,000
				緑政業務支援 GIS 導入委託	528,000	528,000
R3	14,345,000	48,253,080	19,442,080	民有緑地維持管理助成事業	47,733,000	18,922,000
				市民の身近な森づくり事業	322,080	322,080
				緑政業務支援 GIS システム委託料	198,000	198,000
計	35,383,000	73,506,080				

※基金積立分は、令和3年度以降の事業費に取り崩し、充当しています。

○森林環境譲与税基金積立及び取崩状況(円)

年度	月	譲与税譲与額		基金積立額	基金取崩額 (年度事業費の一部 に充当)	譲与税充当額 (基金積立を除く)	基金 現在額
		譲与額	年度合計				
R元	9月	3,366,000	6,732,000	-	-	6,732,000	-
	3月	3,366,000					
R2	9月	7,153,000	14,306,000	13,778,000	0	528,000	13,778,000
	3月	7,153,000					
R3	9月	7,152,000	14,345,000	277 (利子積立)	5,097,080	19,442,080	8,681,197
	3月	7,193,000					
合計		35,383,000	13,778,277	5,097,080	26,702,080		

※令和元年度は基金が存在しないため「-」としています。

市民公募債(グリーンボンドの活用)

内 容	<ul style="list-style-type: none">・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。・グリーンボンドは、地方自治体等が行うグリーンプロジェクトに対して、それに要する資金を調達するために発行する債券をいいます。・グリーンボンドへの投資者は、ESG投資（環境・社会・統治の視点を考慮した投資）を考えている年金基金、機関投資家・個人投資家、投資の運用を行う運用期間等を想定します。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・今後、グリーンボンド活用の効果や投資効果の高いプロジェクトの選定等を検討し、事業化に繋げます。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">・平成 15 年 12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」（総額 20 億円）を発行しました。・平成 20 年度、上記についてすべて償還し、平成 21 年度からみどり債借換債を償還しています。

(5) 緑地の質の向上

確保緑地の適正整備事業

令和 3 年度実績

- ・常盤山特別緑地保全地区で、径路確保・林内の光環境を改善するための刈払い、倒木の恐れがある樹木の伐採などを行いました（確保緑地の適正整備事業の報告書は 63~68 頁を参照してください。）。
- ・梶原五丁目特別緑地保全地区で、同地区内の緑地の質の向上を図るための樹木の枝払い・伐採及び林内の光環境を改善するための刈払いを行いました（市民の身近な森づくり事業）。

内 容	<p>【確保緑地の適正整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別緑地保全地区等の緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する質の高い緑地を創造していくものです。 <p>【市民の身近な森づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・緑地の質の向上が必要な特別緑地保全地区及びその候補地のうち、特に災害リスクを低減する効果や道路付近などで多くの市民の利益となる樹林地を優先して市が伐採などの維持管理作業を行うものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある緑地を対象に、間伐・除伐・倒木処理等の維持管理作業を行います。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">・緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成 21 年度からの新たな市実施計画事業としました。・平成 21~令和 3 年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。・令和元年に、平成 21~30 年度までの知見をまとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」を作成しました。・令和元年に、本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方（令和元年度（2019 年度）版）」を作成しました。

森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理

令和3年度実績

- 市有緑地のパトロールを行い、倒木等の危険がある箇所 55 件の伐採等を行いました。
- 緑地維持管理相談専門委員による相談事業は次の表のとおりです。
- 県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は次の表のとおりです。

■令和3年度 緑地維持管理相談専門委員の相談

相談箇所	件数
長谷五丁目、二階堂、雪ノ下二丁目(2箇所)、山ノ内、稻村ガ崎三丁目、西御門二丁目	7件

■令和3年度 市有緑地の緑地維持管理事業

内容	件数	施工箇所	備考
伐採、枝払い、枝下し等	240本	(仮称)長谷1号緑地 外 27緑地	倒木処理含む
除草・灌木伐採等	163,057m ²	浄明寺緑地 外 88緑地	3,140本の竹除伐含む

■令和3年度 「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)

内容	施工箇所	件数
草刈り、枝払い等	極楽寺歴史的風土特別保存地区(極楽寺 他)	24件
土砂崩壊防止施設等	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)	4件

■令和3年度 「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づく活動

団体名	活動場所	活動内容	団体名	活動場所	活動内容
明月院	山ノ内	草刈	山桜を守る会	常盤	草刈、竹林整備
北鎌倉湧水ネットワーク	大船	竹林整備	鎌倉峯山の会	峯山	草刈、竹林整備
山ノ内明月会町内会	山ノ内(明月莊跡地)	草刈、竹林整備	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	常盤	保全活動
獅子舞の森を守る会	二階堂	草刈	木ってる会	大町	草刈
鎌倉常盤山の会	常盤	草刈、竹林整備	鎌倉の森を残し伝える会	極楽寺	環境学習、竹林整備

内容	<ul style="list-style-type: none"> 市域の森林を、生物多様性保全・土砂災害防止・二酸化炭素吸収機能維持・景観等の観点に立って、適正に保全し、維持管理していくための基本となる方針等を定めるものです。 災害防止や生態系の保全再生等の機能が発揮される森づくりや維持管理を推進するため、市有緑地の維持管理を行います。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画にも配慮した緑地の管理方針と保全管理プログラムを作成します。 環境保全型、景観・歴史的風土保全型、防災型、ふれあい・利活用型等の森林の立地タイプに応じた森林整備の目標と方針を定めます。 市が所有する緑地は、「鎌倉市緑地維持管理計画」に沿って、計画的な維持管理を行います。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> 市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。詳細は資料編 25 頁を参照してください。 平成 30 年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 令和 2 年、緑地維持管理相談専門委員による相談事業を開始しました。 令和 3 年、鎌倉市森林の整備方針を確定しました。 平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。 平成 29 年、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定しました。

緑地保全・管理の広域的対応

令和3年度実績

- 令和3年7月3日、「多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム」を開催しました(主催:多摩・三浦丘陵広域連携会議)。
- 県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は40頁「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)のとおりです。



「多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム」における鎌倉市の展示

内 容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方 針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
これまでの実績	・平成19年2月14日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。(国土交通省告示第130号、保全計画は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)211~215頁に記載しています。) ・平成18年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長:涌井史郎 東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・第2次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、管理等を行っています。 ※詳細は、森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理(40頁)を参照してください。 ・平成28年12月、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。

(6)都市公園等の整備

街区公園

令和3年度実績

- ・令和3年度末現在、235公園、面積21.55haの街区公園を整備供用しています。
- ・令和元年度の台風で園内的一部分が崩れた東勝寺ひぐらし公園の復旧工事のための設計委託を行いました。
- ・市内の公園へインクルーシブな遊具※を導入するための令和4年度予算を計上しました。

※年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べる遊具のこと。

	H12年度	H17年度	H27年度	R2年度	R3年度
街区公園総数	197	210	234	236	236
供用面積(ha)	19.5	20.1	21.5	21.71	21.71

内 容	<ul style="list-style-type: none">・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、市民にとって最も身近な都市公園です。・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備を検討します。

近隣公園・地区公園

令和3年度実績

【近隣公園】

- ・令和3年度末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計1.4haを供用しています。

【地区公園】

- ・令和3年度末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計15.4haを供用しています。
- ・源氏山公園の危険木の伐採、車止めの修繕をしました。
- ・笛田公園の野球場グラウンドを修繕しました。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園です。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。・国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進します。・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。・防災・減災機能の充実を図ります。・(仮称)関谷公園の整備を検討します。

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

総合公園

令和3年度実績

- ・令和3年度末現在、1公園、面積 7.0ha の総合公園(鎌倉海浜公園)を整備し、供用しています。
- ・稻村ガ崎地区に西田幾多郎博士の記念歌碑を移設するため、クラウドファンディングを行い、歌碑及びクラウドファンディングの寄附者名を載せた案内板を設置しました。
- ・由比ガ浜地区で保存展示している江ノ電100系107号(通称タンコロ)の補修を行いました。
- ・平成29年の台風で広場護岸が崩れ、仮復旧した稻村ガ崎地区の本復旧工事のための設計委託を行いました。

内 容	・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。
方 針	・鎌倉海浜公園の整備に取り組みます。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備します。
これまでの実績	・平成30年度に定めた都市計画公園緑地見直し方針に沿って、令和元年6月14日に、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区（一部）の廃止に係る都市計画変更を行いました。

風致公園・歴史公園

令和3年度実績

- ・令和3年度末現在、5公園(散在ガ池森林公园、鎌倉中央公園、六国見山森林公园、夫婦池公園、山崎・台峯綠地)、面積計 70.0ha の風致公園を供用しています。
- ・鎌倉中央公園の管理棟等を修繕（塗装、通信設備交換）しました。
- ・鎌倉中央公園が 0.9ha 拡大しました。

山崎・台峯綠地（風致公園）	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2 年度	R3 年度
用地取得面積(m ²)	—	—	109,617	94,313	13,178.00	—

※平成17年度、旧土地区画整理事業予定地 10.9ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得

内 容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方 針	・鎌倉中央公園拡大区域（名称：山崎・台峯綠地）、夫婦池公園の整備に取り組みます。（風致公園） ・散在ガ池森林公园（拡大候補地）の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備を検討します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）等を将来的な歴史公園としての整備を検討します。 ・歴史文化・自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・各公園の詳細は、鎌倉市緑の基本計画（令和4年3月改定版）第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針 156～159頁に記載しています。
これまでの実績	【鎌倉中央公園】 ・令和2年3月27日に、新たに木製アスレチック遊具2基を設置しました。 【山崎・台峯綠地（風致公園）】 ・令和2年4月14日、拡大区域（27.5ha）のうち、一部（19.0ha）を供用開始しました。 【史跡永福寺跡】 ・平成29年6月7日、整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。 ・山崎・台峯綠地（風致公園）の令和3年度末までの用地取得率は、97.8%となりました。

※風致公園である「山崎・台峯綠地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯綠地」は同一ではありません。

都市林

内 容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方 針	・鎌倉広町緑地の整備に取り組むと共に、自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・都市林の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・平成27年4月、鎌倉広町緑地48.0haを供用開始しました。 ・平成28年度から指定管理者制度を導入しました。 ・平成31年度から36年度（令和6年度）までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」（共同事業体代表団体：特定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体（公財）鎌倉市公園協会）に指定しました。 ・令和3年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。

都市緑地

令和3年度実績

- ・山ノ内宮下小路緑地0.3haを供用開始しました。
- ・山崎・台峯緑地（都市緑地）の用地の一部6,126.62m²を取得しました。（用地取得率91.6%）

山崎・台峯緑地（都市緑地）	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度
用地取得面積(m ²)	1,227	36,396	10,317.45	6,126.62

内 容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方 針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、整備・供用を図ります。 ・山崎・台峯緑地、（仮称）腰越2号緑地、山ノ内宮下小路緑地の都市緑地としての整備に向けた取組を推進します。 ・法に基づく買入れや、寄附を受け新たに市有地となった緑地を維持管理します。 ・主な都市緑地の詳細は、鎌倉市緑の基本計画（令和4年3月）第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針161-163頁に記載しています。
これまでの実績	【山崎・台峯緑地（都市緑地）】 ・平成23年9月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「（仮称）山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成31年2月6日、山崎・台峯緑地（都市緑地：約8.6ha）を都市計画決定し、令和元年7月26日に都市計画事業認可を取得しました。 ※平成23年9月1日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取組と実績です。（33頁を参照）

※風致公園である「山崎・台峯緑地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯緑地」は同一ではありません。

景観重要建造物等と一体となった都市公園

令和3年度実績

【(仮称)華頂宮公園】

- ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和3年度は4,462人が来園しました。
- ・建物内部は、例年4月・10月の2回(各2日間)公開していますが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・庭園及び竹林の管理を13回行いました。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等です。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備を検討します。・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
これまでの実績	<p>【(仮称)華頂宮公園】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成24年3月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成25年9月から平成28年3月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。<p>【(仮称)扇湖山荘公園】</p><ul style="list-style-type: none">・平成22年10月、扇湖山荘及び建築物と一緒にした庭園等の土地の寄附を受納しました。・平成27年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました(事業期間H28~36年度)。・平成29年1月23日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。・平成30年3月、「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘の利活用に向けた基本方針を、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用と旧邸宅群の一つのシンボルとして先導的な活用(企業誘致や宿泊施設など)と定めました。利活用にあたっては、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。

※旧華頂宮邸、扇湖山荘は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)では風致公園の候補地内にあります。

借地公園

令和3年度実績

- 令和3年度未現在、材木座たぶのき公園・梶原六本松公園を供用しています。

内 容	<ul style="list-style-type: none">土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。無償貸付けの場合、非課税や相続税の評価減など、土地所有者に対する税制優遇制度があります。
方 針	<ul style="list-style-type: none">地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">平成20年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。平成22年度、梶原六本松公園を供用開始しました。平成25年10月、梶原六本松公園の1,231.32m²を用地取得し、同箇所に地上権設定の契約をしました。

開発行為に伴う公園・緑地の設置

内 容	<ul style="list-style-type: none">都市計画法では、原則として事業区域が3,000m²以上の開発事業に対しては、公園、緑地又は広場を確保することとしています。この制度を活用し、開発事業に伴う公園・緑地を整備し、地域住民に供するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">法令等の基準に沿って公園整備を進めます。

青少年広場等

令和3年度実績

- たまなわ児童遊園のブランコを修繕しました。
- 所有者へ返還するため、今泉子どもの遊び場を廃止しました。
- うめだ児童遊園及び梅田子どもの広場の管理を終了しました。

	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度
青少年広場（箇所数）	9	9	7	7*
子どもの遊び場（箇所数）	7	7	7	6
児童遊園（箇所数）	16	14	14	14**
子どもの広場（箇所数）	4	4	3	3

*うめだ児童遊園及び梅田子どもの広場を含む

内 容	<ul style="list-style-type: none">市域には市街化区域内に31箇所の児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場が設置されています。これらの都市公園に準ずる青少年広場等を、公園の不足する市街地での交流・活動の場として活用するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">周辺市街地の状況や住民のニーズを踏まえ、新たな機能の導入や環境の改善に取り組みます。身近な公園の再編整備にこれらの児童遊園等を含め、機能の転換等を検討します。可能なものから、順次、都市公園としての供用開始を検討します。

(7)都市公園等の質の向上

公園施設長寿命化計画

令和3年度実績

- 既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、修繕を1件行いました。(たまなわ児童遊園)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	R30年度	R元年度	R2年度	R3年度
遊具修繕 (公園数)	13	8	12	7	5	0	1	1

内 容	<ul style="list-style-type: none">既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進行に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・更新などの長寿命化対策を計画的に行うものです。平成31年(2019年)3月に策定した「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の補修や更新等を行っていくものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して施設の更新を進めます。
これまで の実績	<ul style="list-style-type: none">平成25年度、91公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。平成30年度、278公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。

(8)民間活力による公園施設の設置・管理

公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会

内 容	<ul style="list-style-type: none">指定管理者制度により、都市公園の管理を行う団体を指定し、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的で、より質の高い公園の管理運営を行うものです。都市公園の管理運営の質の向上を目的として、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO法人・中間法人等を幅広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI制度)は、飲食店や売店等の利用者の利便につながる収益施設の設置と、その収益を活用して公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。これにより、都市公園に民間の投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利用の増進を図るものです。公園協議会は、公園利用者の利便の向上を図るために、公園管理者と地域の関係者等との必要な協議を行うための組織です。
方 針	<ul style="list-style-type: none">都市公園においては、指定管理者制度による維持管理を継続します。公園施設の設置管理許可制度及び公募設置管理制度の活用を検討します。必要に応じて公園協議会の設置を検討します。
これまで の実績	<ul style="list-style-type: none">平成18年度から指定管理者制度を導入しています。平成31年度から36年度(令和6年度)までの指定管理者として、笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は鎌倉広町パートナーズ(共同事業者代表団体:特定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体(公財)鎌倉市公園協会)を指定しました。

(9) その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備

令和3年度実績

- ・御成町の開発事業区域に、まちづくり空地を設置しました。(2箇所、計 57.48 m²)
※まちづくり空地は、基本的に開発事業者(又は土地所有者等)が、歩道状空地として管理するものです。

	～H12 年度	～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2 年度	R3 年度
整備件数(件)	33	19	12	9	-	2
整備面積(m ²)	1,252	423	184	120	-	57.48
累計整備件数(件)	33	52	64	73	-	75
累計整備面積(m ²)	1,252	1,675	1,859	1,979	1,979	2,036.48

※商業系地域以外での歩道状空地の整備を含めた実績です。

内 容	・鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域及びその他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときに、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方 針	・まちづくり空地の設置を誘導します。

遊歩道等の整備

令和3年度実績

- ・令和3年11月10日、樹木の専門家の協力を得て、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の樹勢診断、現況調査を実施しました。
- ・七里ガ浜町内会が七里ガ浜緑のプロムナードへサクラを植樹しました（かながわトラストみどり財団の「ふれあい緑化事業」の実施による）。

歩道の整備	～12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	R2 年度	R3 年度
路線数	2	8	11	23	4 (3)	-
箇所数	70	8	11	190	34 (24)	-

※箇所数は段差等の改善を含む。

※()は観光課実施

内 容	・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせます。 ・既設ハイキングコースに加え、丘陵地内や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方 針	・河川周辺のプロムナード化など、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源との繋がりを考慮した、遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。

(10) 緑化に係る法制度

風致地区・開発事業区域内等の緑化

令和3年度実績

- 令和3年度実績は次の表のとおりです。

	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	395	60	64

	H20～22年度	～H27年度	R2年度	R3年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	19	72	13	18

※風致地区内行為許可件数については、28頁を参照。

内容	・風致地区内の行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例、鎌倉市特定土地利用条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	・緑豊かで快適な居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
これまでの実績	・平成25年5月、「鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。

緑化重点地区

内容	・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。 ・都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致の維持が特に重要な地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定め、緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画で設定するもので、土地利用の規制を伴う地区ではありません。
方針	・市民や企業等と連携して市街地全体の緑化を推進します。

※緑化重点地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)166頁を参照してください。

■緑化重点地区内の3つの都市拠点における近年の主な取組等

地区	近年の主な取組とその関連事項
鎌倉駅周辺地区	・令和2年4月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備工事を竣工しました。 ・令和3年2月、鎌倉駅東口駅前広場の再整備工事を竣工しました。
深沢地域国鉄跡地周辺地区	・令和2年7月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」の検討を開始しました。 ・令和3年3月、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会から「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン基本方針」について答申を受けました。 ・令和4年3月1日、深沢地域整備事業に関する都市計画決定及び変更を告示しました。
大船駅周辺地区	【鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり】 ・砂押川プロムナードでの実績は、48頁を参照してください。

(11)公共施設の緑化

道路の緑化

令和3年度実績

- ・砂押川プロムナードでの実績は48頁を参照してください。
- ・県がマリーゴールド等の花苗を3回提供し、NPOかまくら桜の会が若宮大路の植栽升へ植え付けをしています。
- ・市内の街路樹の高木・中木の剪定、低木刈込、除草を適宜行っています。

	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度
植栽本数(本)	12,768	40	541	264	8	-

	～H22年度	H23～27年度	R2年度	R3年
街路樹の路線数(路線)	71	71	70	71

内 容	<ul style="list-style-type: none">・公園・河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。・既存の街路樹を良好に維持管理するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・今後の都市計画道路の整備などにあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化に努めます。・既存の街路樹は、樹木の特性に応じた剪定、必要に応じた除草や補植などを行います。

河川環境の整備

内 容	<ul style="list-style-type: none">・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
これまでの実績	<p>【砂押川桜保全再生の取り組み(計画の策定と実施)】</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和11年、松竹大船撮影所が大船に移転したことを記念して植えられた桜並木を保全再生するため、市と住民、関係者が協力し、既存樹木の再生治療や維持管理を行おうとするものです。・「砂押川桜保全再生計画」に基づき市と住民、関係者が協働して保全再生、管理を行います。

公共建物等の緑化

令和3年度実績

- 令和3年度実績は次の表のとおりです。

公共建物緑化	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
植栽本数(本)	2,679	61	1,583	91	5,147	－

※平成13～16、20～21、23、24年度は樹木の植栽の実績がありません。

内 容	<ul style="list-style-type: none">市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による緑化と連携した緑化を推進します。屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。

鎌倉山桜並木保存計画

令和3年度実績

- 令和3年度実績は次の表のとおりです。

	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R2年度	R3年度
実施(本)	133	592	290	109	12	2
実施内容	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	枯れ枝、枯損木の伐採

内 容	<ul style="list-style-type: none">樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行うと共に、地域の状況に応じて見直しを行います。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">鎌倉山桜並木調査を平成6年度に実施し、それに基づき、引き続き天狗巣病枝含む枝下ろし等の管理行為を行っています。

(12)市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業

令和3年度実績

- ・令和3年4月1日、危険ブロック塀等補助金との連携を強化し、当該補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で、交付決定後1年以内にブロック塀等に代えて接道緑化をする場合の補助率を9/10に引き上げました（従前は2/3）。
- ・令和3年度実績は次の表のとおりです。

	H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
補助金交付件数(件)	49	31	130	71	67	8
植栽延長(m)	699.5	369.7	1,579.9	837	779.19	84.93
植栽本数(本)	1,930	927	4,216	2,230	1,774	141

内 容	・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが敷地の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。補助の対象は接道部の生け垣や高木植栽等を含みます。
方 針	・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱に基づき市民などによる接道緑化を支援します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。

自主まちづくり計画策定地区等での緑化

内 容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などの緑化を誘導するものです。
方 針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・自主まちづくり計画策定地区で緑化の取り決めがある場合は、まち並みのみどりの奨励事業の補助率を上げています。
これまでの実績	・景観形成地区の内3地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行っています。 ・鎌倉山地区（自主まちづくり計画策定地区）で、鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜並木の管理行為を行っています。

地域提案型の公共施設の緑化

令和3年度実績

- ・市民活動団体と市による相互提案協働事業にて採択された梶原山住宅街路のツツジ350本の補植を梶原山町内会が行いました。



相互提案協働事業にて植栽されたツツジ

内 容	・様々なまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方 針	・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。

緑化に関する地区計画が定められた区域(接道緑化の補助率 2/3)		
地区計画名	都市計画決定年月日	面積
1 十二所積善地区	平成 4 年 12 月 15 日	2.7ha
2 大町六丁目地区	平成 9 年 4 月 28 日	0.4ha
3 鎌倉芸術館周辺地区	平成 13 年 8 月 13 日	11.2ha
4 台亀井地区	平成 15 年 4 月 25 日	3.3ha
5 大船高野地区	平成 15 年 12 月 24 日	1.9ha
6 笛田三丁目地区	平成 16 年 12 月 16 日	0.7ha
7 十二所積善第 2 地区	平成 24 年 2 月 20 日	0.3ha
8 腰越五丁目地区	平成 26 年 7 月 31 日	0.8ha
9 大平山丸山地区	平成 31 年 2 月 6 日	33.6ha

景観形成地区(接道緑化の補助率 2/3)		
地区名	地区指定年月日	備考
1 由比ガ浜通り(下馬～六地蔵)地区	平成 10 年 7 月 10 日	※1、3、4 の計 3 地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行いました。(H19.1.1)
2 浄明寺胡桃ヶ谷地区	平成 11 年 1 月 11 日	
3 鎌倉芸術館周辺地区	平成 14 年 4 月 15 日	
4 由比ガ浜中央地区	平成 17 年 1 月 28 日	

緑化に関する記載がある自主まちづくり計画決定地区(接道緑化の補助率 2/3)	
まちづくり市民団体名	計画提案年月日
1 大町二丁目の環境を考える会	平成 9 年 3 月 5 日
2 長谷二丁目街づくり協議会	平成 11 年 2 月 23 日
3 鎌倉山町内会	平成 12 年 4 月 11 日
4 谷際自治会	平成 12 年 9 月 6 日
5 大町六・七丁目自治会	平成 15 年 8 月 26 日
6 笛目街づくりの会	平成 16 年 3 月 9 日
7 西鎌倉山自治会五期地区	平成 19 年 8 月 3 日
8 花とみどりの由比ガ浜まちづくり会	平成 20 年 10 月 6 日
9 富士見町町内会	平成 21 年 1 月 26 日
10 塔之辻まちづくり委員会	平成 22 年 8 月 25 日
11 緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会	平成 22 年 11 月 19 日
12 梶原山町内会まちづくり委員会	平成 24 年 3 月 26 日
13 鎌倉宇都宮辻子幕府跡周辺地区的まちづくりの会	平成 30 年 11 月 22 日

オープン・ガーデンの支援

内 容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方 針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
これまでの実績	・笛目町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・平成 26 から令和元年度は、大町のオープン・ガーデンの実施主の 1 名が参加費の一部を鎌倉風致保存会に寄附しています。令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、実施しませんでした。

(13) 緑化推進団体の育成と連携

ボランティアやトラスト運動との連携

令和3年度実績

- ・NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが梶原の森たんぽぽ保育園の園庭・梶原冒険遊び場の草刈りを行いました。
- ・NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー及び鎌倉常盤山の会が、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構の補助金を得て県有地（鎌倉市常盤・梶原四丁目）の森林整備を行っています。
- ・NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー、鎌倉常盤山の会と共に常盤山特別緑地保全地区及び隣接する県有地について現地視察と情報交換を行いました。
- ・かながわトラストみどり財団の緑地等指定事業助成金の制度を活用し、市が行う緑地保全契約、保存樹木等に対する補助を受けました。

鎌倉風致保存会	～H12 年度※	～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度
運営補助金(千円)	53,562	81,475	75,292	57,947	51,127	10,382
風致保存基金積立金(千円)	165,135	25,486	101,353	1,663	15,602	5,823

※平成 8 年度から平成 12 年度までの累計数値です。

	H17 年度※ ¹	～H22 年度	H23～26 年度※ ²	～H30 年度	R2 年度	R3 年度
みどりの環境感謝 の日参加人数(人)	68	377	165	鎌倉風致保存会がかまくら里山フェスタ※ ³ を実施	-	-

※1 17 年度は史跡永福寺跡のみの参加人数

※2 平成 24 年度は雨天中止

※3 下表参照

鎌倉風致保存会	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
かまくら里山フェス タ参加人数(人)	215	276	雨天中止	353	雨天中止	新型コロナウイルスの感染拡大防 止のため中止	

ふれあい緑化事業*	年度	実施箇所		実施主体		
	R3	七里ガ浜桜のプロムナード		七里ガ浜自治会		

※ かながわトラストみどり財団による支援事業

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
緑地等指定事業助成金(千円)	247	461	572	912	917	612

※ かながわトラストみどり財団が行う、市の緑地所有者との契約等により緑地保全を図る事業に対する助成

	年月日	みどりの実践団体	活動実績 ^{※2}
地域緑化活動助成事業 ^{※1}	令和3年11月17日 ～4年1月29日	玉縄城址 まちづくり会議	玉縄城址環境インストラクター育成講座受講生、高校生と専門学校学生のボランティアが、フクロウ用巣箱を玉縄城址の3箇所に設置。「冬の自然観察」の資料配付、参加者延べ45人。同会では、玉縄城址環境インストラクター育成講座を令和3年度に10回開催（参加者平均10人）。そのうちの11月17日の講座のプログラムに、フクロウの巣箱の設置を追加して実施。
	令和3年4月4日 ～4年3月24日	北鎌倉湧水ネットワーク	植栽総本数は203本、間伐本数99本。ヤマザクラ、ヤマアジサイ、ドウダンツツジほか。延べ362人が参加。富士山、丹沢、大島、みなとみらい、スカイツリー等の眺望に加え、男体山、日光白根山、武尊山、赤城山等が望めるようになった。
	令和3年4月10日 ～4年3月26日	鎌倉常盤山の会	常盤山一帯の固有植物を保全するため、侵入竹の除伐等整備を継続。年間70日間活動、延べ719人が参加。真竹林等の活動では、真竹、篠竹の駆除等による成果として、令和3年常盤山のヤマザクラが例年より素晴らしい咲いたと確認。今後、常盤山県有緑地では、真竹皆伐後、林床の雑草や新生竹の除伐が喫緊の課題であり、それに取り組む。

※1 かながわトラストみどり財団の地域におけるみどりの愛護と創造を推進する「みどりの実践団体」の活動を支援する事業
 ※2 かながわトラストみどり財団へ各団体が提出した報告書から作成

内 容	・公益財団法人鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるとともに、各種団体等との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その活動の中心となる実施・運営機能を備えた組織づくりを目指すものです。
方 針	・トラスト運動等との連携をさらに充実させ、緑地保全を推進します。
これまでの実績	・鎌倉風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄附を行っています。 ・鎌倉風致保存会による樹林管理のボランティア活動が実施されています。 ・鎌倉風致保存会等と連携して、鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。（令和2年度までに31回開催） ・平成9～26年度、鎌倉風致保存会と連携して「みどりの環境感謝の日」として緑地管理作業等を実施し、平成27～令和3年度は、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に「かまくら里山フェスタ」を開催しています（令和2、3年度は新型コロナウィルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から中止）。 ・県が鎌倉坂ノ下緑地(2.35ha)、鎌倉今泉緑地(0.31ha)を保全管理しています（トラスト緑地）。 ・鎌倉風致保存会がトラスト緑地として取得したことにより、御谷山林(1.57ha)、笹目緑地(1.18ha)、十二所果樹園(5.04ha)、坂井家住宅緑地(0.32ha)が保全されています。

令和3年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園と御谷山林では、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としましたが、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、十二所果樹園で6回、御谷山林で4回、合計10回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで会員限定の活動を行いました。
十二所果樹園では、倒木の処理を専門業者に委託して行いました。また、令和元年房総半島台風により、東西を結ぶ連絡通路で、倒木、倒木に伴う大崩落、法肩崩落や落石が多数発生したため、通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線でもあることから、令和3年度は、通行禁止の解除に向けて測量・調査・設計業務を発注しました。新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、十二所果樹園の梅の即売会、十二所果樹園での家族で栗拾いは実施しませんでした。
御谷山林では、ボランティア活動では対応が困難な急斜面において、隣接するお宅の要望を踏まえ、危険木の枝払や伐採について、鎌倉市既成宅地等防災工事費補助金を活用して、緊急業務での発注も含めて専門業者に委託して行いました。
笹目緑地では、隣接するお宅の要望を踏まえ、危険木の枝払や伐採について、鎌倉市既成宅地等防災工事費補助金を活用して、専門業者に委託して行うとともに、平坦地の冬季剪定や草刈を専門業者に委託して行いました。
坂井家住宅緑地は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土保存区域に位置し、JR横須賀線の車窓からも望むことができます。鎌倉の玄関口である扇ガ谷の景観でもあることから、きめ細やかな維持管理作業を行っています。令和3年度は、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提とし、さらに令和3年11月からは参加者を会員に拡大し、新型コロナウイルス感染症への対応から中止とした期間があったものの、合計12回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで草刈や花壇の手入れなどを行いました。
- 国指定史跡等である北条氏常盤亭跡、東勝寺跡、建長寺回春院、朝夷奈切通、大仏切通、泣塔、光則寺、淨光明寺及び光明寺内藤家墓地において、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としましたが、令和4年1月から活動場所を年間活動計画で予定している場所に拡大したことから、大仏切通で1回、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで会員限定の活動を行いました。
- ・建造物等保全事業として、作家大佛次郎が晩年社交の場として使用した大正8年頃に建築された茅葺き屋根の建物である大佛次郎茶亭を、昭和58年に保存会の保存建造物に指定し、庭園、茶室等の維持管理費の一部を助成してきました。また、平成21年3月には鎌倉市の景観重要建築物に指定されました。これまで、所有者の協力を得て一般公開を行ってきましたが、景観の維持を前提として改修しても既存の建物を活かす方針で考える方に売却されました。
新たな所有者の同意を得て、令和3年度に保存建造物に指定し、維持管理費の一部を助成しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染や感染の拡大を踏まえて、春・秋の一般公開は行いませんでした。
昭和2年建築の坂井家住宅は、洋館部分が約118m²、和館部分が約269m²、全体では約387m²の建物で、国登録有形文化財（建造物）です。和館の茶室や玄関などは、平成29年度までに修繕が完了しました。令和元年度は、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、神奈川県や鎌倉市の補助金を活用して、国指定等文化財磨き上げ事業として、老朽化が進んだ洋館の屋根と外壁の修繕を行いました。建物の美観が向上したことから、令和3年度から新たに開始した坂井家住宅庭園公開は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を踏まえ、オンラインでの開催として5回行いました。
- ・普及啓発事業として、市立中学校の3年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を行う中学生ボランティアは、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応による不参加が6校で、2校の実施を予定していましたが、鎌倉市が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を実施すべき区域となったことから、2校とも実施を取りやめました。
令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体験学習・研修等の受入れは減りましたが、新たにオンラインでの実施を前提として、積極的に体験学習・研修等を受け入れました。
また、学校法人徳洲会湘南鎌倉医療大学と相互の連携及び協力に関する協定を締結し、令和3年度から体験学習の授業を開始しました。
- ・令和3年11月23日に御谷山林において開催を予定していた「かまくら里山フェスタ」は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から中止としました。
- ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、会員会報の発行などを実施しています。
- ・鎌倉風致保存会の会員数は、令和4年3月末で342人です。

※鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人となり、平成24年2月16日付で税額控除団体となっています。

	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度
鎌倉風致保存会会員数（人）	581	457	404	353	342

緑のレンジャーや担い手の育成

令和3年度実績

- ・みどり公園課長が「緑のレンジャー・シニア」講座最終講義で、緑のボランティア活動への支援メッセージを送りました。
- ・寺分一丁目特別緑地保全地区内のアジサイの名所となっている土地で、NPO 法人鎌倉みどりレンジャーがアジサイ等の管理を行っています。

	～H12 年度	～H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R 元年度	R2 年度	R3 年度
ジュニア参加者 (人)	216	231	127	184	168	-	-
シニア参加者 (人)	119	144	57	81	73	-	15
自主活動延参加者 (延人)	876	1,940	1,620	1,664	1,525	-	437

- ・ジュニアレンジャーの事業は平成 8 年度から実施しています。R2・R3 年度は休止。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成するものです。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。 					
概 要	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ジュニア レンジャー</td><td>小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。</td></tr> <tr> <td>シニア レンジャー</td><td>市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。</td></tr> </tbody> </table>		ジュニア レンジャー	小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。	シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。
ジュニア レンジャー	小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。					
シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。					
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・緑のレンジャーの活動の場を広げ、地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑地維持管理の担い手育成につなげていきます。 ・地域のボランティアリーダーやコーディネーターの育成・配置を進めます。 					
これまで の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から公的な緑化推進団体への委託により運営しており平成 20～令和 3 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成 27 年 4 月、緑のレンジャー(シニア)の OB・OG から成る自主活動グループが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーとして県に認証されました。 					

公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等

令和3年度実績

- 令和3年度末現在、公園愛護会として90団体が、街路樹愛護会として20団体が登録しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- 鎌倉市公園協会による公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした研修会を実施しました。

	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度
公園愛護会の参画する公園数	128	153	153	157	155
街路樹愛護会の参画する路線数	27	37	38	35	35

市民緑地愛護会名称	設立	会員数(平成30年度末現在)	対象とする市民緑地
玉縄城緑地愛護会	平成24年度	26名	植木1号市民緑地

内 容	町内会・老人会・婦人会・子供会などが、市の要綱に基づいて街区公園等、街路樹、市民緑地の愛護活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方 針	公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会の育成に努め、それぞれの維持管理活動を実施します。
これまでの実績	平成24年4月、植木1号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されました。

(14) 緑の知識の普及

緑の情報提供・緑化窓口の充実

令和3年度実績

- ツイッターの運用、鎌倉駅地下道ギャラリー50の活用を行い、行政の取組等について情報発信しています。
- 平成9年6月から、鎌倉市公園協会により鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を開設し、毎週月・金・土・日・祝祭日(年末年始休み)午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)に、樹木相談等に応じています。相談件数については次の表のとおりです。

■令和3年度鎌倉駅地下道ギャラリー50で展示した事業等一覧

年 月 日	内 容
令和3年8月24日～30日	鎌倉風致保存会活動紹介
令和3年10月5日～11日	古都保存法、都市景観に関する展示
令和3年10月12日～18日	鎌倉市の緑政事業の紹介
令和3年12月7日～13日	「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展
令和4年3月15日～21日	緑のレンジャー紹介展示

■緑の相談コーナー相談件数

	H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
相談件数(件)	733	1,035	3,982	2,080	1,082	179

内 容	市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供する他、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	市のホームページ、SNS等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。 ・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。

緑の学校等講習会の開催

緑の学校	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～R2 年度	R3 年度
受 講 者 数 (人)	324	31	95	245	84	—
延 受 講 者 数 (人)	2,904	245	617	1,688	540	—
修了者等講習会受講者数(人)	109	—	61	72	21	—

■緑の学校修了者の会一覧

修了年度	サークル名	修了年度	サークル名
H12 年度	かまくら緑の会 2000	H25 年度	2013 鎌倉みどりの会
H15 年度	2003 みどりの会	H26 年度	14 鎌倉みどりの会
H16 年度	04 鎌倉ミドリの会	H27 年度	15 鎌倉みどりの会
H17 年度	鎌倉 05 緑の会	H28 年度	16 みどり会
H19 年度	07 みどりの会	H29 年度	17 みどりの会
H23 年度	みどりの会 2011	H30 年度	18 みどりの会
H24 年度	2012 緑の会	R 元年度	かまくら緑の会 2019

内 容	・市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供する他、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	・市のホームページ、SNS 等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。 ・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
これまでの実績	【緑の学校】 ・緑の学校の受講修了者等に対する講習会の開催や、緑のレンジャーの自主活動との連携を通じて、地域緑化指導者の育成を図っています。 ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20 年度～令和 2 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成 23 年度～令和元年度は、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所理事長兼所長)を講師として招き、年 3 回の講義を担当していただきました。 ・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業を中止としました。

令和3年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・鎌倉中央公園で田畠の保全を目的とした農作業体験事業を 79 回開催し、延べ 809 人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で「雑木林体験事業」を 18 回開催し、延べ 180 人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で綿の種まきなどの「農芸体験事業」を 8 回開催し、延べ 58 人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で野鳥観察などの「生態系保全体験事業」を 12 回開催し、延べ 112 人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で「植物育成体験事業」を 4 回開催し、延べ 25 人が参加しました。
- ・令和3年4月24日～5月5日、鎌倉中央公園でこいのぼりを掲揚しました。
- ・令和3年5月21日、「運動教室（太極拳）」が鎌倉中央公園で開催され、19人が参加しました。
- ・令和3年11月27日～12月25日、クリスマスツリーの飾付け展示を行いました。
- ・令和3年12月17日～令和4年1月8日、門松の飾付け設置を行いました。
- ・令和4年1月14日、「春の七草粥とどんど焼き」を鎌倉中央公園で開催し、200人が参加しました。
- ・鎌倉市のグリーンバンク制度は廃止し、鎌倉市公園協会の自主事業としてグリーンバンク制度を運営しています。
- ・緑の相談員による「緑のミニ園芸教室」を 50 回開催し、延べ 299 人が鎌倉中央公園で参加しました。
- ・ガーデニングの基礎に関する「はじめてのガーデニング講座」を鎌倉中央公園で 7 回開催し、124 人が参加しました。
- ・「花はな育て隊」及び「花はな育て隊・クリスマスローズ部」を鎌倉中央公園で 29 回開催し、205 人が参加しました。
- ・ハーブ園の手入れに関する「ハーブ園講負人」を 16 回鎌倉中央公園で開催し、123 人が参加しました。
- ・園芸に適した土づくりと肥料づくりに関する「雑草と育てる土づくり畠づくり講座」を鎌倉中央公園で 6 回開催し、89 人が参加しました。
- ・樹木の剪定に関する「木を知って木を育てる剪定講座」を鎌倉中央公園で 7 回開催し 116 人が参加しました。
- ・樹木札づくりに関する「この木なんの樹調査隊」を鎌倉中央公園で 10 回開催し、58 人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園内の樹木の剪定を行う「やる樹会」を鎌倉中央公園で 15 回開催し、96 人が参加しました。
- ・野草や樹木、野鳥の「自然觀察会」を鎌倉中央公園他で 9 回開催し、87 人が参加しました。
- ・小学生を対象とした体験学習として「こどもエコパーク」を鎌倉中央公園で 6 回開催し、114 人が参加しました。
- ・イベントや各種講座の手伝いを行う公園サポート活動では、登録サポーター199人が、延べ 119 回の活動を鎌倉中央公園で実施し、延べ 984 人が参加しました。
- ・令和4年2月26日、小学生以下を対象に森の自然素材を使った小学生向けの手作り体験教室を鎌倉中央公園で開催し、4人が参加しました。
- ・令和4年3月5日、季節の花を用いてフラワーアレンジメントを作る講座を鎌倉中央公園で開催し、14人が参加しました。

園芸教室	H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R2 年度	R3 年度
開催回数(回)	12	17	28	5	0	139	50
延受講者数(人)	379	394	311	360	0	738	299

※鎌倉市公園協会主催。平成 20、26～30 年度は講習会を開催していません。

学校での環境教育との連携

令和3年度実績

- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉の自然と景観についての講義を、大船中学校1年生にはオンラインで実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、鎌倉女学院中学校1年生には坂井家住宅の見学とともに講義を、神奈川大学国際日本学部2年生には講義と歴史ウォークを実施しました。
- ・鎌倉風致保存会が、湘南鎌倉医療大学とは相互に連携及び協力する協定を締結し、看護学部の1年生と2年生に4回にわたり、講義、草刈体験授業、オンライン講義（坂井家住宅見学と歴史ウォーク）を実施しました。

こどもエコクラブ	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
参加団体数(団体)	137	2	14	9	5	—
参加者数(人)	1,703	45	735	372	170	—

環境出前教室	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
開催回数(回)	32	17	123	227	190	35
参加者数(人)	1,202	1,049	7,683	12,969	11,331	2,352

※1:～12年の数値は、11、12年度分

緑行政に関する説明	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
実施校数(校)	3	1	7	12	7	—

山林管理体験等	～	H17年度	～H22年度	～H27年度	～R2年度	R3年度
実施校数(校)	—	8	32	36	35	4
参加者数(人)	—	736	3,323	3,430	2,294	318

※鎌倉風致保存会主催

内 容	・本市の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子供たちが楽しみながら自然の重要性等を学べる、実践的な環境教育活動や自然観察会などを実施するものです。
方 針	・教育活動との連携に努めます。
これまでの実績	・平成28年3月、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。

(15)緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等

内 容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定などを実施するものです。
方 針	・各種のキャンペーンの充実に努めます。 ・現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行行政が後援していくことを検討します。
これまでの実績	・毎年、市内の小学校(高学年)及び中学校の児童・生徒を対象にして、「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールを実施し、表彰式を行っています。(令和元年度までに29回実施。平成19～令和元年までの優秀作品を市のホームページに掲載しています。) ・鎌倉市緑化まつりにあわせる等して、市の木、市の花の紹介など啓発に努めています。

緑化パンフレット等の配布

令和 3 年度実績

- ・「緑の手引き」「みどりの手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用しています。
- ・本市作成の「まち並みのみどりの奨励事業」「鎌倉市緑の基本計画概要版」「鎌倉市のみどりの概要版」等緑化パンフレットの他、県立フラワーセンター大船植物園発行「植物園だより」「かたぐるま」など、関連する情報パンフレットを窓口等で配布しています。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・各緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。

緑化まつりの開催

内 容	<ul style="list-style-type: none">・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・「鎌倉市緑化まつり」等の充実に努めます。・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度から従来の開催形式を改め、既存イベントとの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催していました（令和元年度まで）。

緑の顕彰制度

令和 3 年度実績

- ・令和 3 年 4 月 23 日、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが、緑化活動の推進、緑化思想の普及啓発に顕著な功績のあった個人又は団体に対して行われる「令和 3 年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none">・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。

■ 令和3年度 確保緑地の適正整備事業に関する概要報告

令和4年(2022年)6月15日

鎌倉市都市景観部みどり公園課

鎌倉市では、緑の基本計画を実現するうえで特に重要と考えるテーマを設定し、重点的に実施するものをリーディング・プロジェクトとしています。テーマの一つである「緑の質の向上」は、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進する方針を示し、本事業は、そのリーディング・プロジェクトに位置付けています。本事業による緑の質の向上を図る間伐などの積極的な手入れは、平成21年度から継続的に実施しており、植生の回復や野生鳥獣の利用の増加などの効果を確認しています。

●事業・整備の概要

- 特別緑地保全地区※1への指定等を行った緑地のうち市有緑地を対象に実施しています。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、本数調整伐、除伐、つる切り等の樹林整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前からも周辺住民からの要望への対応等の維持管理を行っていますが、この事業は一体的な緑の質の向上を目指して実施しているものです。
- 整備の実施前後に現地踏査等によるモニタリングを行い、事業実施の参考にしています。

●期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民の自然とのふれあい活動や、市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業が可能な緑地環境の形成。

1. 事業実施内容

維持管理作業に係る業務委託については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市の財源がひっ迫し、予算の執行が困難となつたため、令和3年度も作業内容を必要最低限に縮小して実施しました。

これまでの維持管理業務による効果等を調査し、その結果を今後の作業内容検討の際に反映するため、鎌倉市緑化推進専門委員と共に植生調査や野生鳥獣の利用状況調査を行いました。

令和3年度の業務スケジュール

	令和4 4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和1 1	2	3	4	主な作業内容
委 託 業 務	伐採			■						■				伐採11本、枝払い及び つる切り1本
	径路管理						■							480m
	刈払い									■				121m ²
	ナラ枯れ伐採跡地 植生調査				8/5	9/13	10/5	11/12			4/21			
	樹林地誘導試験地 カメラ設置								■					

(1) 委託業務の概要

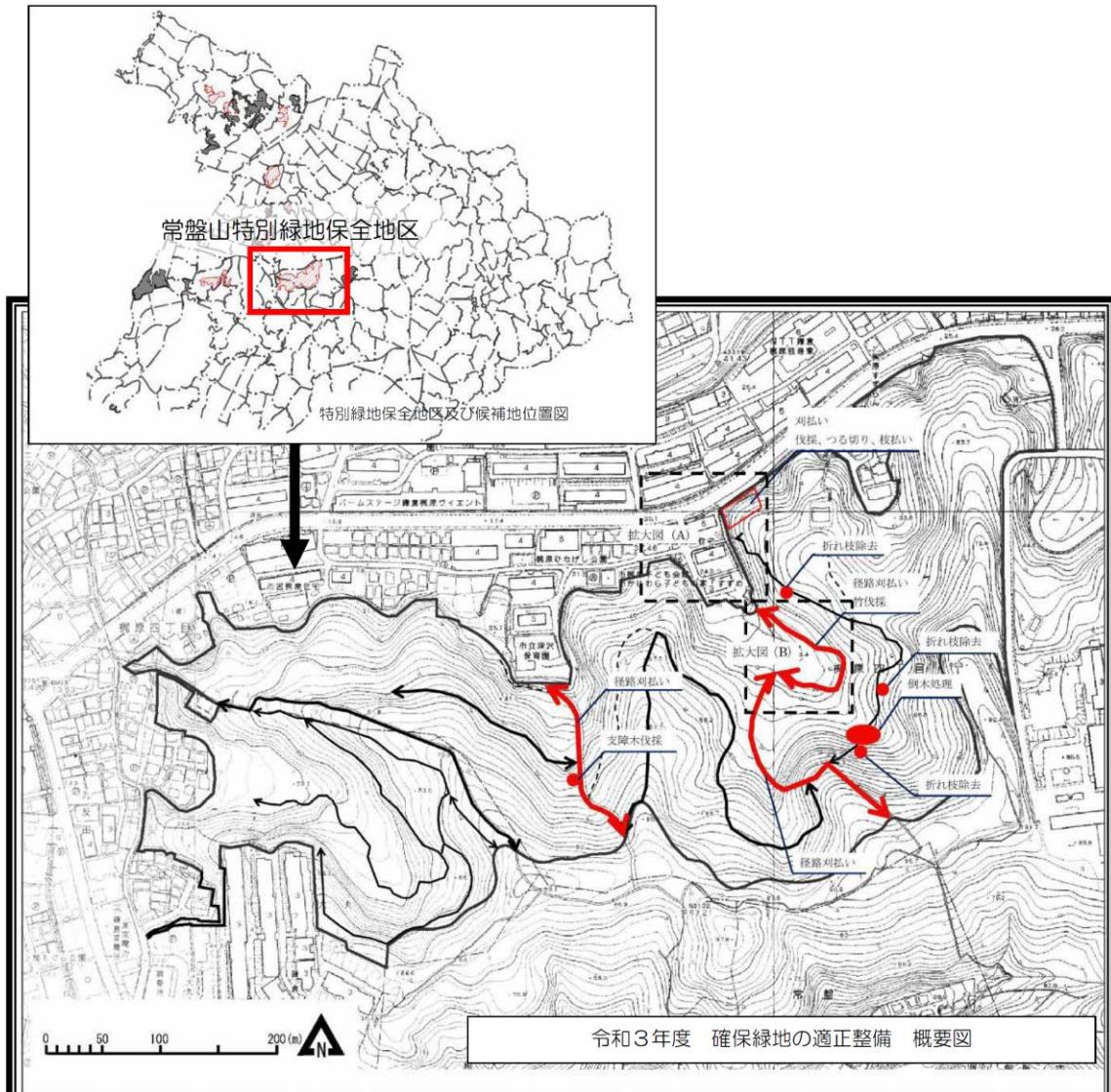
- 業務名 : 令和3年度確保緑地の適正整備委託
- 業務箇所及び面積 : 常盤山特別緑地保全地区（市有緑地約19haの内の約0.1ha）
- 業務履行期間 : 令和3年(2021年)6月16日～令和4年(2022年)3月28日
- 業務内容 : 伐採、つる切り、枝払い、径路刈払い等

【伐採・刈払い】

樹木の健全な育成と良好な林地を維持するため、倒木や枝折れによって歩行者等に被害を与える恐れのある枯れ木等の除去や、林内の光環境を改善するための刈払いを行いました。



※1 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では11地区（約49.4ha）を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha以上の緑地（指定候補地内の土地を含みます）が鎌倉市有地となっています。



(2) 動植物調査の概要と結果

①ナラ枯れ被害木の伐採跡地における植生の変化について

拡大図(A)

概要

ナラ枯れ被害木を伐採した跡地における緑地整備の方法を検討するため、令和2年度に被害木の伐採を行った箇所で植生調査を行いました。設置したコドラー（調査区）の大きさは2m×2mで、令和3年8月から冬期を除き、毎月1回植物社会学的調査と気温や土壤等の環境調査を行っています。

なお、比較のため、ナラ枯れの影響のない近接地にもコドラー（対照区）を設置しました。

調査結果

- 調査区、対照区とも、アズマネザサやツル性植物の優占度が高くなりました。
- 調査開始前（コドラー内の植物を刈り取る前）と比較すると、木本種の割合が増加していました。アカメガシワやヌルデなどの先駆樹種※が多くみられますが、コナラやサクラ類などの周辺の樹林地を構成する種も含まれています。
- 調査区の気象環境については、調査区の周辺で伐採や刈払いを行ったため、対照区に比べると地表面の照度が大きく異なっていますが、土壤環境には、あまり差が見られませんでした。
- 調査開始から259日後では、調査区、対照区ともに、アズマネザサにノウサギの食痕が見られました。

※先駆樹種とは、植生が時間の経過とともに移り変わっていく過程のうち、初期の段階で見られる樹木のことを指します。

調査区

(写真の下辺中央を基準として) 方位:N290°、斜度:40°

ア) 植生の変化



イ) 気象環境

*RO3.09.13は植生調査のみ実施

観測日(経過日数)	天候	気温(℃)	湿度(%)	照度(Lux)	地中温度(℃)	pH	土壌の硬さ(cm)	土壌水分量(%)
RO3.08.05(0日)	晴れ	33.2	62	4,418	25	7.0	11.7	5未満
RO3.10.05(61日)	晴れ	35.8	40	46,500	25	7.0	6	5未満
RO3.11.12(99日)	晴れ	21.8	37	34,000	16	7.0	12.5	5未満
RO4.04.21(259日)	晴れ	19.5	63	28,900	14	7.0	9	5未満
(参考数値)	-	-	-	居間150~300	-	森林土壤 pH4~6		(乾)10%以下 (湿)20%以上

※計測器は「シンワ測定デジタル土壤酸度計A 地温水分照度測定機能付き」と照度計を使用。
地中温度は、地表面から20cmで計測しています。

ウ) 植物社会学的調査の結果

- *被度: 各植物が地面を覆っている割合
- *頻度: 同じ種類の植物が出現する割合
- *被度%: 平均被度が最高のものを100とした時の割合
- *頻度%: 出現した回数が最高のものを100とした時の割合
- *優占度: 被度%と頻度%の平均値
- *被覆率: 植物によって覆われている地表面の割合

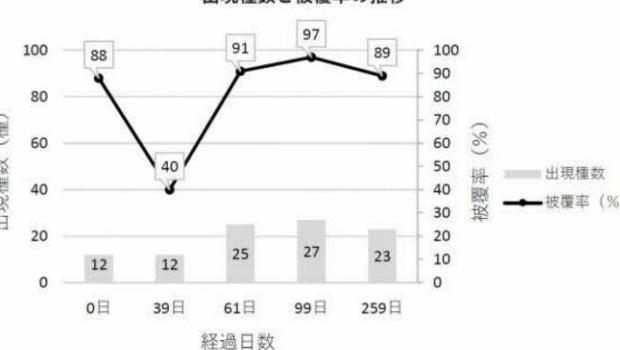
【調査開始前(刈り取り前)】

種名	経過日	被度	出現回数	被度%	頻度%	優占度
アズマネザサ	3	1	100	100	100.00	
オニドコロ	2	1	66.67	100	83.33	
カラスクリ	2	1	66.67	100	83.33	
クズ	1	1	33.33	100	66.67	
イノコヅチ	0.1	1	3.33	100	51.67	
スイカズラ	0.1	1	3.33	100	51.67	
タラノキ	0.1	1	3.33	100	51.67	
ツユクサ	0.1	1	3.33	100	51.67	
ノダフジ	0.1	1	3.33	100	51.67	
ベニバナボロギク	0.1	1	3.33	100	51.67	
ムクノキ	0.1	1	3.33	100	51.67	
ヤブガラシ	0.1	1	3.33	100	51.67	

【調査開始後(259日後)】

種名	経過日	出現回数	平均被度	被度%	頻度%	優占度
アズマネザサ	4	1.525	100	100	100.00	
ヤブガラシ	4	1	65.57	100	82.79	
カラスクリ	3	1.25	81.97	75	78.48	
ベニバナボロギク	2	1.25	81.97	50	65.98	
ハルノメガシ	3	0.775	50.82	75	62.91	
ゾウメイジ	4	0.325	21.31	100	60.66	
スイカズラ	4	0.1	6.56	100	53.28	
タラノキ	4	0.1	6.56	100	53.28	
サンショウ	4	0.1	6.56	100	53.28	
ミツバケビ	4	0.1	6.56	100	53.28	
ムラサキシキブ	3	0.075	4.92	75	39.96	
ヤマグワ	3	0.075	4.92	75	39.96	
イノコヅチ	3	0.075	4.92	75	39.96	
チヂミザサ	3	0.075	4.92	75	39.96	
コナラ	3	0.075	4.92	75	39.96	
ソユクサ	3	0.05	3.28	75	39.14	
オニドコロ	2	0.05	3.28	50	26.64	
オオイヌホオズキ	2	0.05	3.28	50	26.64	
ナカリスゲ	2	0.05	3.28	50	26.64	
ティカズラ	2	0.05	3.28	50	26.64	
ナツツヅタ	2	0.05	3.28	50	26.64	
ヒメジョオン	2	0.05	3.28	50	26.64	
ヒヨドリジョウゴ	2	0.05	3.28	50	26.64	
ノブドウ	2	0.05	3.28	50	26.64	
メヌスゲ	1	0.25	16.39	25	20.70	
アカメガシワ	1	0.025	1.64	25	13.32	
アメリカセンダンクサ	1	0.025	1.64	25	13.32	
セダングサ	1	0.025	1.64	25	13.32	
ナワシロイチゴ	1	0.025	1.64	25	13.32	
ヌマズレ	1	0.025	1.64	25	13.32	
オニノゲシ	1	0.025	1.64	25	13.32	
ハジロジョオン	1	0.025	1.64	25	13.32	
キウリゲサ	1	0.025	1.64	25	13.32	
スゲsp.-2	1	0.025	1.64	25	13.32	
ココスピ	1	0.025	1.64	25	13.32	
サクラsp.	1	0.025	1.64	25	13.32	
ヤブオオズキsp.	1	0.025	1.64	25	13.32	
ヤブゼンジン	1	0.025	1.64	25	13.32	
ムラベ	1	0	0.00	25	-	
ジシバリ	1	0	0.00	25	-	

出現種数と被覆率の推移



出現種数に対する木本種の割合

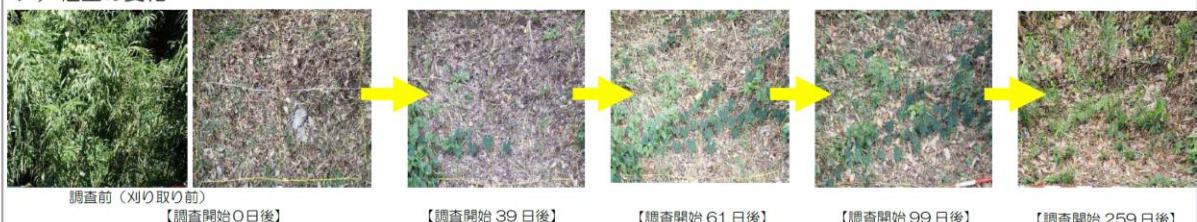


樹種	経過日数	0	39	61	99	259
タラノキ						
サンショウ						
ヤマグワ						
ムラサキシキブ						
コナラ						
アカメガシワ						
ヌルデ						
サクラsp.						
ムクノキ						

5 : 75%以上, 4 : 50%以上 75%未満,
3 : 25%以上 50%未満, 2 : 10%以上 25%未満
1 : 1%以上 10%未満, + : 1%未満
(※+は、ここでは0.1としています。)
着色したセルは木本種を表しています。

対照区 (写真の下辺中央を基準として) 方位: N270°、斜度: 30.9°

ア) 植生の変化



イ) 気象環境 ※R03.09.13は植生調査のみ実施

観測日（経過日数）	天候	気温 (°C)	湿度 (%)	照度 (Lux)	地中温度 (°C)	pH	土壌の 硬さ (cm)	土壌水分量 (%)
R03.08.05 (0日)	晴れ	32.2	72	6,833	27	7.0	15	5未満
R03.10.05 (61日)	晴れ	27.8	72	3,006	23	7.0	9	5未満
R03.11.12 (99日)	晴れ	21.3	38	2,192	17	7.0	6.5	5~10
R04.04.21 (259日)	晴れ	25.6	53	10,100	15	6.5	計測忘れ	10~20
(参考数値)	-	-	-	居間 150~300	-	森林土壤 pH4~6		(乾) 10%以下 (湿) 20%以上

※計測器は「シンワ測定デジタル土壤酸度計 A 地温 水分 照度測定機能付き」と照度計を使用。
地中温度は、地表面から 20 cmで計測しています。

ウ) 植物社会学的調査の結果

- *被度: 各植物が地面を覆っている割合
- *頻度: 同じ種類の植物が出現する割合
- *被度%: 平均被度が最高のものを 100とした時の割合
- *頻度%: 出現した回数が最高のものを 100とした時の割合
- *優占度: 被度%と頻度%の平均値
- *被覆率: 植物によって覆われている地表面の割合

【調査開始前(刈り取り前)】

種名	調査日	被度	出現回数	被度%	頻度%	優占度
アズマネザサ	5	1	100	100	100	
ヤフガラシ	1	1	20	100	60	
オニドコロ	1	1	20	100	60	
カラスウリ	0.1	1	2	100	51	
アオキ	0.1	1	2	100	51	

【調査開始後(259日間)】

種名	調査日	出現回数	平均被度	被度%	頻度%	優占度
アズマネザサ	4	1.025	100	100	100	
カラスウリ	3	1	97.56	75	86.28	
ヤフガラシ	4	0.55	53.66	100	76.83	
カラスザンショウ	4	0.325	31.71	100	65.85	
アオキ	4	0.1	9.76	100	54.88	
シラカシ	4	0.1	9.76	100	54.88	
ミツバアケビ	4	0.1	9.76	100	54.88	
アカメガシワ	3	0.075	7.32	75	41.34	
アメリカイヌホオズキ	2	0.05	4.88	50	27.44	
センダン	2	0.05	4.88	50	27.44	
ヤブタピラコ	2	0.05	4.88	50	27.44	
ドクダミ	1	0.25	24.39	25	24.70	
オニドコロ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ベニバナボロギ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ムクノキ	1	0.025	2.44	25	13.72	
カタバミsp.	1	0.025	2.44	25	13.72	
ムク	1	0.025	2.44	25	13.72	
サルトリイバラ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ミズキ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ヌルデ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ヤブジラミ	1	0.025	2.44	25	13.72	
ヨクシユヤマゴボウ	1	0.025	2.44	25	13.72	
コナスピ	1	0.025	2.44	25	13.72	
サクラsp.	1	0.025	2.44	25	13.72	
ヨブニンジン	1	0.025	2.44	25	13.72	
トキワツユク	1	0.025	2.44	25	13.72	
ムラキケマン	1	0.025	2.44	25	13.72	
マムシグサ	1	0.025	2.44	25	13.72	
オニタピラコ	1	0	0.00	25	12.50	

5 : 75%以上, 4 : 50%以上 75%未満,

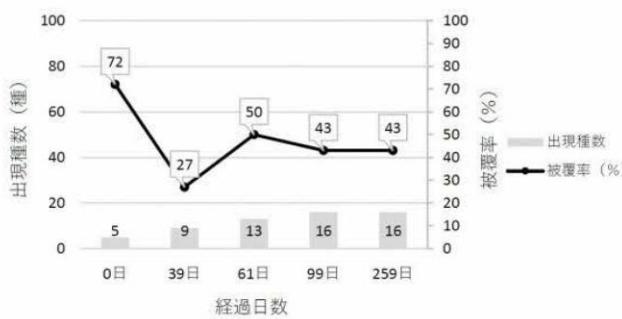
3 : 25%以上 50%未満, 2 : 10%以上 25%未満

1 : 1%以上 10%未満, + : 1%未満

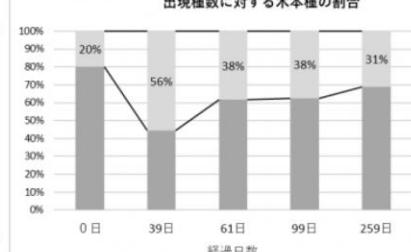
(※+は、ここでは 0.1 としています。)

着色したセルは木本種を表しています。

出現種数と被覆率の推移



出現種数に対する木本種の割合



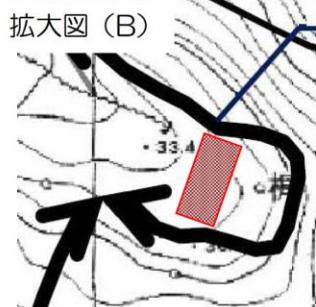
出現した木本種の種類

樹種	0	39	61	99	259
アオキ	■	■	■	■	■
シラカシ	■	■	■	■	■
カラスザンショウ	■	■	■	■	■
アカメガシワ	■	■	■	■	■
センダン	■	■	■	■	■
ムクノキ	■	■	■	■	■
ヌルデ	■	■	■	■	■
ミズキ	■	■	■	■	■
サクラsp.	■	■	■	■	■

※赤字は先駆樹種
(木本種の出現期間と樹種の移り変わりを示したものです。)



②荒廃した竹林伐採跡地を樹林地へ誘導する試験地における植生の変化と野生鳥獣の利用状況について



概要

試験地は、平成 26 年（2014 年）2 月の降雪でマダケが折れ重なり、日照不足や風通しの悪さから荒廃した竹林でした。

平成 27 年（2015 年）に、被害を受けた竹林の約半分を皆伐し、埋土種子の発芽により新たな植生に誘導する整備をし、植物の生育状況や動物等の利用状況及び林内環境の状況をモニタリングしています。

これまで、試験地に毎年新たに発生するタケを除去する作業を継続した結果、現在は、林地内の埋土種子などから発生した稚樹が成長し、樹林地を形成しています。

また、前年度、定点カメラを設置したところ、タヌキやノウサギの利用が確認できたことから、令和 3 年度もカメラを設置して野生鳥獣の利用状況を調査しました。

調査結果

- 試験区の面積は約 200 m²で、毎木調査を行ったところ、8 種 43 本が確認できました。
- 現在も新たなタケの発生は見られますが、発生本数が少なくなったため、試験区内のタケの伐採を行う頻度を減らしました。
- 当該樹林地を構成する樹種は、アカメガシワ、タラノキ、カラスザンショウ等、林縁部や伐採跡地などの明るい場所に先駆的に生育する種が半数を占めています。林冠が閉鎖した状況下では、今後、生育を維持することが困難になると考えられ、確認できた樹木 43 本のうち約 1 割が枯れていきました。
- 林床植物について、タケを伐採した直後の調査結果と比較すると、出現種数に大きな違いはなかったものの、草本種と木本種の出現割合に変化が見られました。また、草本種は、平成 27 年（2015 年）では、伐採跡地や林縁のような明るい場所を好む種が多かったのに対し、現在では日陰、半日陰を好む種が多くなっています。
- 令和 4 年 2 月から 4 月まで定点カメラを設置したところ、8 種の野生鳥獣を確認できました。タヌキやウサギなどの採餌が記録されており、現地ではウマノミツバなどに食痕が見られました。

樹林地誘導実験地の構成樹種

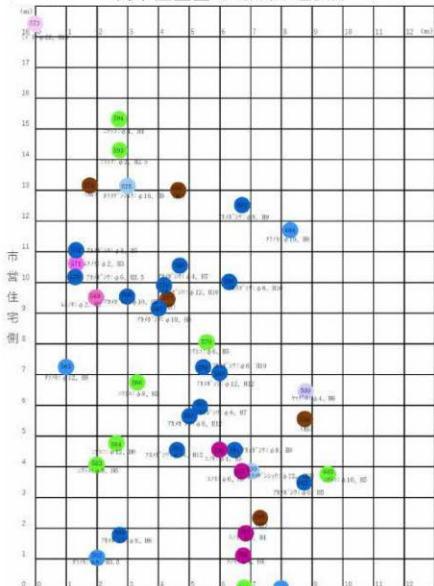


樹種	本数(本)	構成割合(%)	平均胸高直径(cm)
アカメガシワ	16	37.21	9.3
ニワトコ	7	16.28	8.9
エノキ	5	11.63	4.4
タラノキ	4	9.30	9.5
カラスザンショウ	2	4.65	14
ムクノキ	2	4.65	2
ミズキ	1	2.33	22
ヤマグワ	1	2.33	4
枯木	5	11.63	6.8
合計	43	100.00	11.6

ア) 試験地の状況



樹木位置図（※別紙拡大図参照）



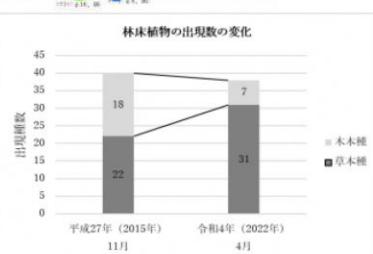
＜林床植物の変化＞

【平成 27 年（2015 年）11 月調査】

林床出現種	
草本種（22種）	
1 セイタカアワチソウ	19 ヤブガラシ
2 ヒバナボロギク	6 ヒメコソノ
3 ヒムカニヨモギ	7 イヌヒツバ
4 クズ	8 センダン
5 エビヅル	9 ニワトコ
6 スズメウリ	10 ダラフジ
7 イヌオオズキ	11 エノキ
8 ダニギサ	12 ムクノキ
9 ハタカホナズキ	13 コナラ★
10 ハツガサ	14 ハリギリ★
11 フカスク	15 ルムノキ★
12 シラスグ	16 アカメガシワ
13 セリ	17 サラシバ★
14 ムラサキニガナ	18 オキ

【令和 4 年（2022 年）4 月調査】

林床出現種	
木本種（31種）	
1 セイタカアワチソウ	15 ヤブガラシ
2 ヒバナボロギク	16 ヤブガラシウガ
3 ヒムカニヨモギ	17 イヌヒツバ
4 クズ	18 ミズキ
5 エビヅル	19 ウマノミツバ
6 スズメウリ	20 ウラジマツウ
7 イヌオオズキ	21 ドクダミ
8 ダニギサ	22 チヂミササ
9 ハタカホナズキ	23 チラソウ
10 ハツガサ	24 ハルミソウ
11 フカスク	25 ミドリハコベ
12 シラスグ	26 ジャノヒヅ
13 セリ	27 カラシ
14 ムラサキニガナ	28 ヤブニハコ

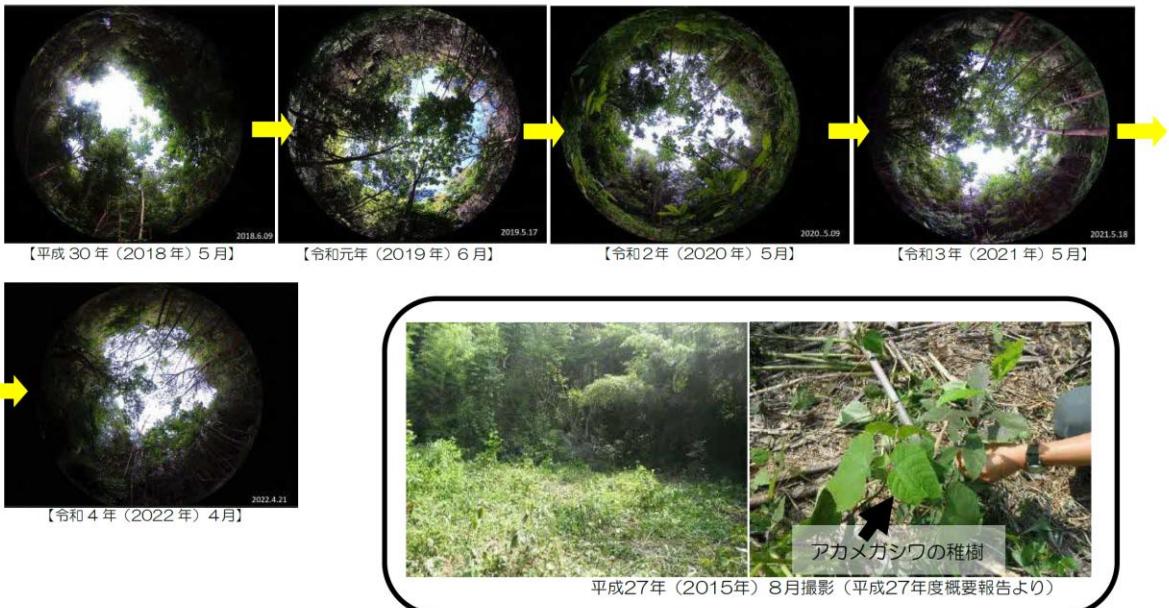


※下線は、現在、樹林地の構成種となっている種
★印は、次世代の樹林地を構成すると考えられる種

イ) 林内の気象環境

観測日	天候	気温 (°C)	湿度 (%)	照度 (Lux)	地中温度 (°C)	pH	土壤水分量 (%)
RO1.05.17	晴れ	22.3	56	500~3,000	18	7.0	5未満
RO1.10.07	曇り	24.7	66	1,750	22	7.0	5未満
RO2.04.28	晴れ	22.3	50	7,830	15	6.5	10~20
RO3.05.18	曇り	25.6	70	2,459	20	6.5	10~20
RO4.04.21	晴れ	22.4	58	5,718	14	6.5	10~20
(参考数値)	-	-	-	居間 150~300	-	森林土壤 pH4~6	(乾) 10%以下、(湿) 20%以上

*計測器は「シンワ測定デジタル土壤酸度計 A 地温 水分 照度測定機能付き」を使用。但し、照度については、RO1.10.07 以降は照度計 (URCERI 照度計) を使用。
地中温度は、地表面から 20 cmで計測しています。



ウ) 定点カメラに撮影された生き物

(樹林地誘導試験地) 8種 (ネコは除く)

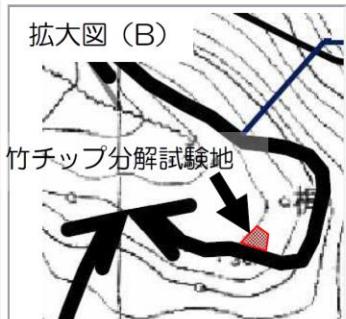
種名	2月		3月		4月		撮影回数	
	カメラ I	カメラ II						
タヌキ	4	1	4	2	29	32	37	35
ノウサギ	1		1	1			2	1
タイワニス*	2	1	2	1			4	2
アライグマ*	1		2	1			3	1
アオジ	1		1				2	0
シロハラ	1	1					1	1
キジバト	1						1	0
コジュケイ**					2	0	2	
(ネコ)			1				1	0
確認種数	7	3	5	4	1	2		

*は特定赤系生物、**は外来種

※カメラ I は術跡位置に設置、カメラ II は低位置に設置



③チップ化した発生材（竹）の敷設地における林地の変化について



概要

タケの伐採で生じた発生材について、平成30年度はチッパーを用いて場内処分を行いました。

チッパーを使用し、大きさ2~3mm×10mm程度に破碎した竹チップを約7.5m³の試験地に厚さ15cmで敷設し、経過観察を行っています。

敷設後半年では、新たなタケの発生は確認されず、草本種が多少確認できる程度でした。

敷設後2年が経過すると、わずかにタケの発生が確認されたものの、周辺と同様の植物で被覆され、野生鳥獣の積極的な利用が確認できるようになりました。

調査結果

- 当該地において、新たなタケの発生は確認されませんでした。
- 令和4年2月から4月まで定点カメラを設置し、野生鳥獣の利用状況を調査したところタヌキやノウサギを含め8種の生き物が確認できました。

ア) 林内の気象環境

観測日	天候	気温(℃)	湿度(%)	照度(Lux)	地中温度(℃)	pH	土壤水分量(%)
RO1.05.17	晴れ	23.5	54	3,000~7,000	21	6.5	10~20
RO1.10.07	曇り	23.5	76	4,680	24	7.0	5未満
RO2.04.28	晴れ	22.3	52	9,087	14	6.0	5~10
RO3.05.18	曇り	-	-	4,439	19	6.5	10~20
RO4.04.21	晴れ	25.2	57	6,881	15	6.0	20~30
(参考数値)	-	-	-	居間 150~300	-	森林土壤 pH4~6	(乾) 10%以下、(湿) 20%以上

*計測器は「シンワ測定デジタル土壤酸度計 A 地温 水分 照度測定機能付き」を使用。但し、照度については、RO1.10.07以降は照度計(URCERI 照度計)を使用。
地中温度は、地表面から20cmで計測しています。

イ) 竹チップ分解試験地の変化



ウ) 定点カメラに撮影された生き物

(竹チップ敷設地) 8種

	2月	3月	4月	撮影回数
タヌキ	4	1	1	6
ノウサギ	1	4	1	6
タイワンリス*	1			1
アライグマ*	1			1
アオジ	2	1	1	4
ヤマシギ			1	1
キジバト	2	1	2	5
コジュケイ**	4	5	2	11
確認種数	7	5	6	

*は特定外来生物、**は外来種



2. 考察および今後の展望

(1) 本事業は、第3次鎌倉市総合計画 第4期基本計画実施計画（令和2年度～7年度）の緑地保全事業に含まれ、今後も継続して取り組む方針としています。これまでの成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローし、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。

(2) ナラ枯れ木の処理とナラ枯れ跡地の整備について

ナラ枯れとは、体長5mm程のカシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）が媒介する「ナラ菌」によって、健全なコナラやミズナラ等のナラ類やシイ・カシ類の樹木が、7月から9月ごろに集団的に枯れる被害です。日本各地で発生が確認されており、平成29年（2017年）8月に県内で初めて被害が確認されて以降、毎年被害が確認されています。本市においても同年9月に二階堂で初めて被害が確認され、その後も市内でコナラやシイ・カシ類の立ち枯れが確認されています。ナラ菌の媒介となるカシナガは、一般に太い木や高齢の木に侵入しやすく、そのような木が枯死しやすいと言われています。当該緑地においても被害が確認され、今後も引き続き緑地内の特に人家等と近接する林縁部の樹木を調査し、伐採等の処理、又は、森林整備を兼ねた予防伐採を検討し、市内の同様なナラ枯れ被害地への対策の一助となるように取り組みます。

また、カシノナガキクイムシ（が媒介するナラ菌）の被害を受けた樹林地において、ナラ枯れ木を伐採した跡地がどのように変化し、元のような樹林地を形成することが可能なのかを調査して、その結果を今後のナラ枯れ処理作業に反映することとしています。令和3年度の調査結果からは、調査区と対照区の照度の違いにより出現種数や特に被覆率に差が見られたものの、土壤酸度や土壤の硬さなどには大きな差ではなく、一般的な森林の土壤と比較しても同程度であるといえます。木本種の稚樹の中には周辺樹林地を構成する種も含まれていたことから、今後これらの種が健全に生育することができれば、ナラ枯れ跡地の整備の方向性を示すことができると思われるため、引き続き調査を行っていきます。

(3) 侵入竹林の広葉樹林地へ誘導について

樹木が成長し、広く林冠が覆われるようになったことから、生育地として明るい場所を好む樹種の生育が抑制されていると考えられます。毎木調査※の結果から、次世代の樹林地を構成すると考えられる種の生育も確認されていることから、今後、選木及び伐採を実施して、樹林地の更新を図ります。

また、引き続き植物や野生鳥獣の利用状況について調査を実施し、今後の適正な管理の在り方や樹林地の遷移段階における緑地の維持管理の進め方のモデルとなるように取り組みます。

(4) 伐採したタケの効果的な場内処分方法の検討について

平成27年度から継続してタケを伐採している箇所では、伐採後のタケの処理に苦慮していました。当初は、伐採したタケを施工地の周辺に積み置いていましたが、分解が遅く、施工から5～6年が経過してもまだ、当時の形状を残したままのものもあります。一方、チッパーで破碎処理をしたものは、2～3年でほとんどが分解され、植生の回復や動物の利用を促進し、高い効果があると思われます。

竹チップの敷設によって期待される効果として、タケの侵入（発生）の抑制や下草の刈払い頻度の削減がありました。チップの敷設直後は、下草の繁茂が抑制されているように思われましたが、時間の経過とともに周辺と同程度に植物が生育していることから、刈払いの頻度の削減は困難であると考えられます。一方で、新たなタケの発生は抑制されており、一定の効果があるといえます。また、チップが分解されて土壤化が進むことで、植生が回復するだけでなく、ミミズなどの土壤生物が増加することで、それを餌にする野生鳥獣も増加すると考えられることから、竹林管理において発生材をチップ化し敷設するという方法は、緑地の質を向上させることに寄与するといえます。

しかし、発生材のチップ化には、機械の購入や使用にかかる費用、現地への搬入出のし易さなどを考慮する必要があり、市内の竹林が必ずしも機械による処理が可能な環境とは限らないことから、機械の使用以外にも同様な効果が得られる方法を引き続き検討します。

※毎木調査とは、ある区画内に生育するすべての樹木について、樹種名、樹高、胸高直径などを測定する調査のことです。

以上

謝辞

本報告書掲載の写真の一部は、鎌倉市緑化推進専門委員の岩田晴夫氏からご提供いただきました。

また、植生調査の際は、元緑政審議会市民委員の田中美恵子さんに御協力いただきました。

ありがとうございました。